

組 織 の 概 要

105 住友生命グループのあゆみ(沿革)	120 ご契約者懇談会でのご意見・ご要望の例
107 主要な事業の内容及び組織の構成	121 商品一覧
108 子会社等に関する事項	123 お客さま満足の向上
109 組織図	126 生命保険の知識と制度
110 組織の概況	127 ご契約者に対する情報提供
111 教育研修制度	128 反社会的勢力への対応
111 業務提携を通じた商品展開	128 個人情報保護に関する考え方
112 住友生命サービス網	130 生命保険契約者保護機構
115 総代・総代候補者選考委員・審議員	132 生命保険業務に関する指定紛争解決機関
118 総代会の主な質疑応答	

会社の目的

当社は次の業務を行うことを目的としています。

- ①生命保険業
- ②他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- ③国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- ④その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

業務の概要

生命保険業

当社が実施している業務の概要は次のとおりです。

- ①生命保険業免許に基づく保険の引受け
＜主に取り扱う保険＞
(ア)個人保険
(イ)個人年金保険
(ウ)団体保険
(エ)団体年金保険
- ②資産の運用
保険料として収受した金銭その他の運用は、次のような方法で行っております。
(ア)有価証券の取得
(イ)不動産の取得
(ウ)金銭債権の取得
(エ)金銭の貸付(コールローンを含む)
(オ)有価証券の貸付
(カ)預貯金
(キ)金銭、金銭債権、有価証券または不動産等の信託
(ク)デリバティブ取引

付随業務・その他の業務

- ①他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行
- ②投資信託の販売
- ③確定拠出年金制度における運営管理業務

住友生命グループのあゆみ(沿革)

「理想の会社を創ろう」。創業者岡本敏行のこの志に基づいて、当社は1907年(明治40年)5月に創業しました。

創業以来、100年を超えるあゆみの中で、当社はこれからも生命保険事業を通じて「豊かで明るい健康長寿社会の実現に貢献する」という社会的使命を着実に果たしていくため、研鑽を重ね「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」を目指していきます。

日之出生命保険株式会社の創業(1907年)

「理想の会社」を目指し岡本敏行が創業。当時優れた経営内容を「業界のダイヤモンド」と評される。



日之出生命本店社屋(東京市京橋区、大正2年12月完成)

住友生命保険株式会社の発足(1926年)

社名を「住友生命保険株式会社」と改称し、社会公共の利益のために住友の生保事業がスタート。



住友ビルディング(大阪市東区北浜)

国民生命保険相互会社の設立(1947年)

戦後の財閥解体により新会社「国民生命保険相互会社」を設立し、「積極的健全経営」方針のもと出発。



国民生命本店(大阪市東区安土町)

「住友」への社名復帰(1952年)

「住友生命保険相互会社」の新社名のもとで再出発。現在の「経営の要旨」を制定。



ラジオ放送を通じ社名改称挨拶をする芦田社長

中国人民人壽保險設立(2005年)

中国最大手損害保険会社を傘下に持つ中国人民保険集団股份有限公司と共にPICC生命を設立し中国市場へ参入。



メディケア生命設立(2010年)

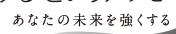
様々なお客さまニーズに的確に対応し、商品を機動的に提供していくことを目的として設立。



イメージキャラクター「メディくん一家」

新コーポレートブランドの展開(2011年)

「理想の会社を創ろう」という創業の想いを、「あなたの未来を強くする」というメッセージに託して、新たなブランド戦略を展開。



1907(明治40)年	5月	日之出生命保険株式会社設立 (当社の創業年月)
1926(大正15)年	5月	住友生命保険株式会社に社名変更
1947(昭和22)年	8月	国民生命保険相互会社設立
1952(昭和27)年	6月	住友生命保険相互会社に社名変更
1960(昭和35)年	10月	住友生命社会福祉事業団(現住友生命福祉文化財団)設立
1977(昭和52)年	12月	「スミセイ絵画コンクール」がスタート
1985(昭和60)年	6月	住友生命健康財団設立
1986(昭和61)年	2月	「スミセイ安心だより」送付開始
1990(平成2)年	4月	「いずみホール」(現住友生命いずみホール)をオープン
	10月	「創作四字熟語」スタート
2001(平成13)年	4月	「LIVE ONE」発売
	7月	本社ビル竣工
2002(平成14)年	10月	銀行等の窓口にて年金商品の販売開始
	12月	三井住友アセットマネジメント(現三井住友DSアセットマネジメント)営業開始
2003(平成15)年	9月	「Qパック」発売
2004(平成16)年	10月	アリコジャパン(現メットライフ生命)との業務提携
2005(平成17)年	4月	「スミセイの千客万頼」発売
	11月	中国人民保険と合併で中国人民人壽保險を設立
2006(平成18)年	4月	「指定代理請求特約」発売
	7月	外部専門家で構成する「保険金等支払審議会」設置
	9月	スミセイダイレクトサービス開始
2007(平成19)年	1月	保険金等の支払に関する「相談窓口」および「社外弁護士による無料相談制度」開設
	5月	創業100周年 「未来を築く子育てプロジェクト(現未来を強くする子育てプロジェクト)」開始
	11月	「がん長期サポート特約」発売
2008(平成20)年	3月	社外有識者で構成する「CS向上アドバイザー会議」設置
2009(平成21)年	1月	「入院保障充実特約」発売
	10月	三井住友海上の個人向け・企業向け損保商品の全面販売開始 保険代理店子会社を合併し、いずみライフデザインーズに改称
2010(平成22)年	4月	生命保険子会社メディケア生命営業開始
	10月	エンベディッド・バリューを開示
2011(平成23)年	3月	ブランド戦略の開始 新コーポレートブランドの展開 「スミセイ未来応援活動」開始

2012(平成24)年	3月 12月	「スミセイ未来応援活動」拡充 バオベトHD(ベトナム)と戦略的業務提携	バオベトHDと戦略的業務提携(2012年) ベトナム社会主義共和国最大手保険・金融グループのバオベトHDへ出資し、ベトナム市場へ参入。 
2013(平成25)年	3月 8月 12月	「がんPLUS」「救Q隊GO」「ドクターGO」発売、「スミセイ・セカンドオピニオン・サービス(現スミセイメディカルナビゲーション)」開始 「バリューケア」発売、「スミセイ ケア・アドバイス・サービス」開始 バンク・ネガラ・インドネシア、BNIライフと戦略的業務提携 「たのしみワンダフル」「たのしみ未来」発売	BNIライフと戦略的業務提携(2013年) インドネシア共和国の大手国営商業銀行バンク・ネガラ・インドネシア(BNI)の生命保険子会社BNIライフへ出資しインドネシア市場へ参入。 
2014(平成26)年	3月 6月 9月	「スミセイアフタースクールプロジェクト」開始 先進医療給付金の医療機関で直接支払いサービス開始 メディケア生命の完全子会社化 「スミセイ健康相談ダイヤル」開設	米国生命保険グループ「シメトラ」完全子会社化(2016年) 収益基盤の強化やリスク分散、米国市場の成長性の享受等を通じ長期的な契約者利益の向上を目指し米国に進出。 
2015(平成27)年	7月 9月	指名委員会等設置会社へ移行 「1UP」発売	
2016(平成28)年	2月 7月 10月	米国生命保険グループ「シメトラ」の完全子会社化 「Japan Vitality Project」開始 エヌエヌ生命と業務提携	“住友生命「Vitality」”発売(2018年) 加入時またはある一時点の健康状態を基に保険料を決める従来の生命保険とは一線を画し、加入後毎年の健康診断や日々の運動等、継続的な健康増進活動を評価することにより、「リスクそのものを減少させる」ことを目的とした商品。Vitalityの理念・目的に共感していただいたパートナー企業から特典(リワード)を提供。  
2017(平成29)年	3月 5月 7月	「プライムフィット」発売 住友生命創業110周年社会貢献事業「スミセイバイタリティアクション」がスタート 株式会社保険デザインを子会社化	
2018(平成30)年	4月 7月 10月 11月	「スミセイ・デジタル・イノベーション・ラボ」開設 “住友生命「Vitality」”発売 ソニー生命と業務提携 アクサ生命と業務提携 アクサ生命と「ウェルエイジング共創ラボ」開設	アイアル少短子会社化(2019年) 特定のマーケットニーズに対応した商品を機動的に開発・販売するアイアル少額短期保険を通じて、「マルチチャネル・マルチプロダクト戦略」を推進。
2019(令和元)年	4月 6月 8月 10月	「parkrun」日本初開催 シングライフへ出資 アイアル少額短期保険の子会社化 “住友生命「Vitality」プラザ”の展開 「ウェルエイジングサポートあすのえがお」開始	「住友生命グループVision2030」策定(2023年) サステナビリティ経営方針の実現に向け、「住友生命グループVision2030」を策定。2030年に向けたグループの目指す姿を「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」と定め、1人でも多くのステークホルダーにウェルビーイングの価値を提供していく。
2020(令和2)年	3月 11月	「認知症PLUS」発売 「SUMISEI INNOVATION FUND」を設立	シングライフ 完全子会社化(2024年) 世界最先端のデジタル技術やビジネスモデルを取り入れていくことを目指し、2019年にシングライフに初回出資。完全子会社化によりグループシナジーの発揮・最大化を推進。 
2021(令和3)年	1月 3月 4月	給付金請求手続きのデジタル化開始 「がんPLUS ALIVE」発売 温室効果ガス排出量ネットゼロに向けた削減目標の設定	
2022(令和4)年	3月 5月	“住友生命「Vitality」”累計100万件突破 「スミセイの認知症保険」発売 サステナビリティ経営方針の制定	「ドルつみ Vitality」発売(2026年) 資産形成と健康増進に一体的に取り組むことができる業界初(※)の仕組みを備えた生命保険「ドルつみ Vitality」を発売。 ※2025年9月時点 住友生命調べ 
2023(令和5)年	3月 4月 12月	「住友生命グループVision2030」策定 住友生命グループGHG排出量削減目標の設定 「Vitalityスマート」発売 プリベントのグループイン	
2024(令和6)年	3月 6月 9月	シングライフの完全子会社化 「Vitality福利厚生タイプ」発売 「3大疾病PLUS ALIVE」発売	
2025(令和7)年	1月 3月	“住友生命「Vitality」”累計200万件突破 「Chakin」発売	
2026(令和8)年	1月 2月 3月	「Vitalityウォーク」100自治体との実施達成 「ドルつみ Vitality」発売 「スミセイ版健康寿命」を用いた「スミセイ版健康寿命レポート」の企業向け提供開始 「Vitality 福利厚生タイプ総合プラットフォーム」を提供開始	

◆主要な事業の内容及び組織の構成

当社および子会社等が行っている主要な事業の内容及び組織の構成は次のとおりです。

1. 主要な事業の内容

a. 保険業および保険関連事業

保険業としては、当社およびメディケア生命保険株式会社ほか1社が生命保険業を、アイアル少額短期保険株式会社が少額短期保険業を行っています。国内の保険関連事業としては、いずみライフデザイナーズ株式会社ほか3社が保険募集業を、株式会社エーエージェント I Gホールディングスが持株会社として保険関連事業を、その他に2社が確定拠出年金運営管理業・生保確認業を行っています。海外の保険関連事業については、Symetra Financial Corporation、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.、Baoviet Holdings が金融持株会社として、保険関連事業を展開しています。

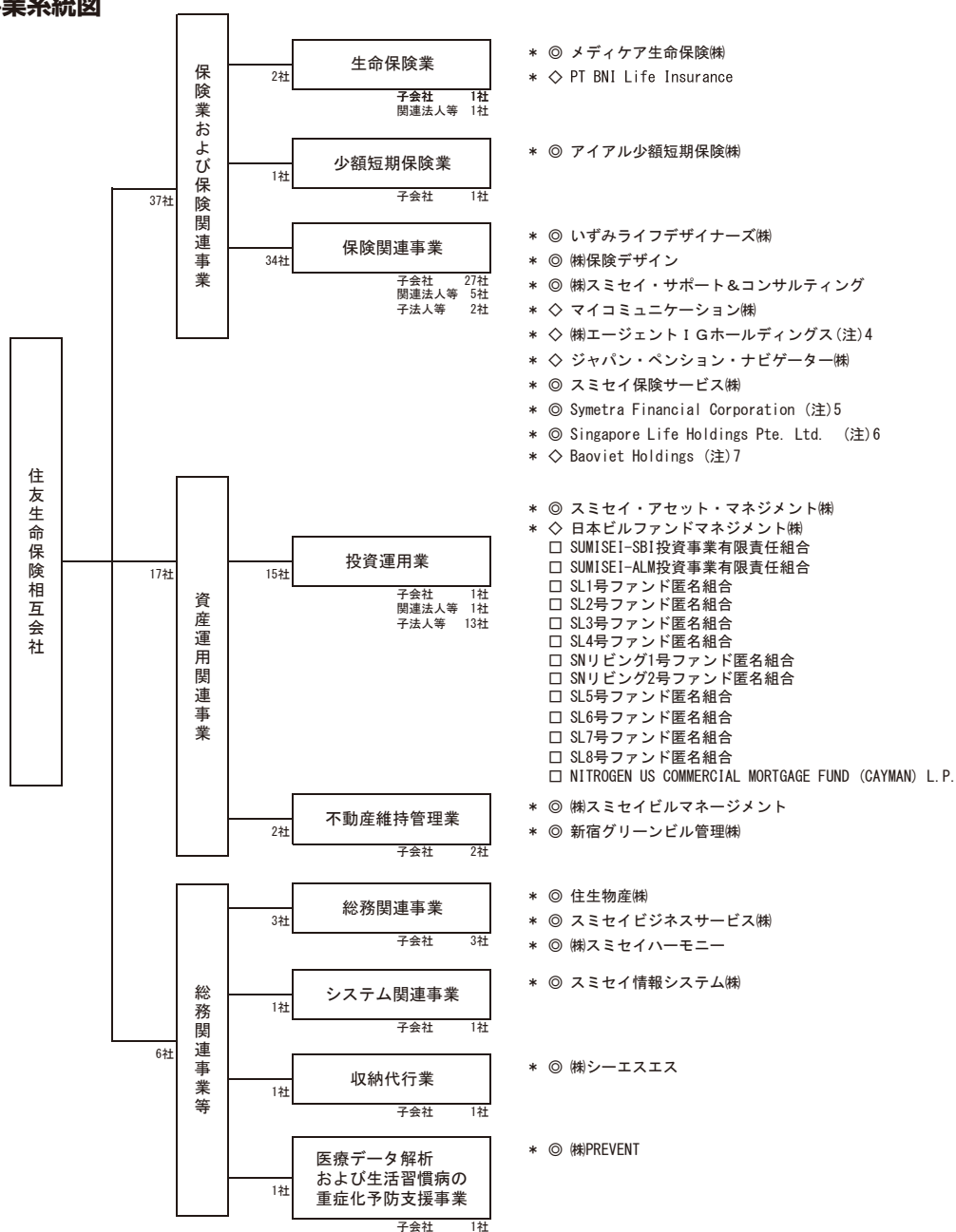
b. 資産運用関連事業

スミセイ・アセット・マネジメント株式会社ほか14社が投資運用業を行っています。また、所有する不動産の維持管理業務を株式会社スミセイビルマネージメントほか1社が行っています。

c. 総務関連事業等

住生物産株式会社ほか2社が総務関連事業、スミセイ情報システム株式会社がシステム関連事業、株式会社シーエスエスが収納代行業を行っています。また、株式会社PREVENTが医療データ解析および生活習慣病の重症化予防支援事業を行っています。

2. 事業系統図



(注) 1. 本図は2026年3月31日現在の状況です。

2. 「◎」を表示した会社は子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)。

「◇」を表示した会社は関連法人等(保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等)。

「□」を表示した会社は子法人等(保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いた子法人等)です。

3. 「*」を表示した会社は、2026年3月期の連結子会社、持分法適用会社です。

4. 当社の国内関連法人であった㈱エーエージェント・インシュアランス・グループが持株会社の設立および株式移転を行ったため、2025年7月1日付で、当社の国内関連法人は㈱エーエージェント I Gホールディングスに変更となりました。

5. Symetra Financial Corporationの子会社であるSymetra Life Insurance Companyなど16社も、当社の子会社および子法人等となります。

6. Singapore Life Holdings Pte. Ltd.の子会社であるSingapore Life Ltd.など7社も、当社の子会社となります。

7. Baoviet Holdingsの子会社であるBaoviet Life Corporationも、当社の関連法人等となります。

◆子会社等に関する事項

【国内】

2026年3月31日現在

会社名	主たる営業所又は 事務所の所在地	資本金又は出資金の額 (単位: 百万円)	主な事業内容	設立年月日	総株主、総社員又は 総出資者の議決権に 占める当社の保有議決 権の割合(%)	総株主、総社員又は 総出資者の議決権に 占める当社の保有議決 権の割合(%)
メディケア生命保険(株)*	東京都江東区深川1-11-12	80,000	生命保険業	2009/10/ 1	100.00	—
アイアル少額短期保険(株)*	東京都中央区日本橋小伝馬町15-18	299	少額短期保険業	1984/ 4/25	100.00	—
いずみライフデザイナーズ(株)*	東京都港区赤坂3-3-5	100	保険募集業	1983/ 1/ 4	100.00	—
(株)保険デザイン*	大阪府大阪市西区西本町2-3-10	20	保険募集業	2008/ 7/ 1	95.00	—
(株)スミセイ・サポート&コンサルティング*	東京都新宿区西新宿6-14-1	100	保険募集業	1995/ 4/ 3	100.00	—
マイコミュニケーション(株)*	愛知県名古屋市中区葵3-19-3	76	保険募集業	2000/ 5/ 1	43.00	—
(株)エージェントIGホールディングス*	東京都新宿区市谷本村町3-29	397	持株会社	2025/ 7/ 1	20.93	—
ジャパン・ペンション・ナビゲーター(株)*	東京都中央区八重洲1-3-4	1,600	確定拠出年金 運営管理業	2000/ 9/21	15.95	—
スミセイ保険サービス(株)*	大阪府大阪市西区九条南1-2-20	15	生保確認業	1978/ 5/ 1	80.00	20.00
スミセイ・アセット・マネジメント(株)*	東京都新宿区西新宿6-14-1	100	投資運用業	2022/ 4/ 1	100.00	—
日本ビルファンドマネジメント(株)*	東京都中央区日本橋室町2-3-1	495	投資信託委託業および 投資法人資産運用業	2000/ 9/19	35.00	—
(株)スミセイビルマネージメント*	東京都中央区日本橋小網町14-1	100	不動産維持管理業	1967/ 6/ 1	100.00	—
新宿グリーンビル管理(株)*	東京都新宿区西新宿6-14-1	20	不動産維持管理業	1985/10/30	3.52	61.17
住生物産(株)*	大阪府大阪市西区九条南1-2-20	10	物品販売業	1969/ 1/13	100.00	—
スミセイビジネスサービス(株)*	大阪府大阪市中央区城見1-4-70	70	事務処理代行業	1985/ 1/ 4	100.00	—
(株)スミセイハーモニー*	大阪府大阪市中央区城見1-4-35	50	事務受託業	2001/ 2/ 1	100.00	—
スミセイ情報システム(株)*	大阪府大阪市淀川区宮原4-1-14	300	コンピュータ関連業務	1971/ 5/12	100.00	—
(株)シーエスエス*	大阪府大阪市中央区備後町3-6-2	10	収納代行業	1976/ 2/16	100.00	—
(株) PREVENT *	愛知県名古屋市中区葵1-26-12	100	医療データ解析 および生活習慣病の 重症化予防支援事業	2016/ 7/15	100.00	—

(注) 1. 「*」を表示した会社は、2026年3月期の連結子会社・持分法適用会社です。
2. 投資運用業を行う SUMISEI-SBI投資事業有限責任組合ほか11社も、当社の子法人等となります。

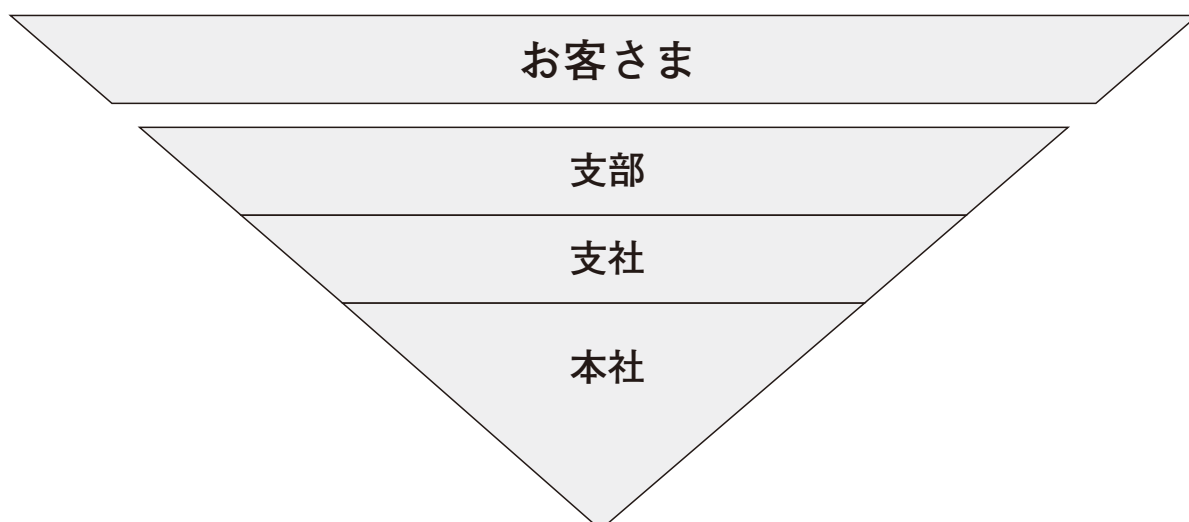
【海外】

2026年3月31日現在

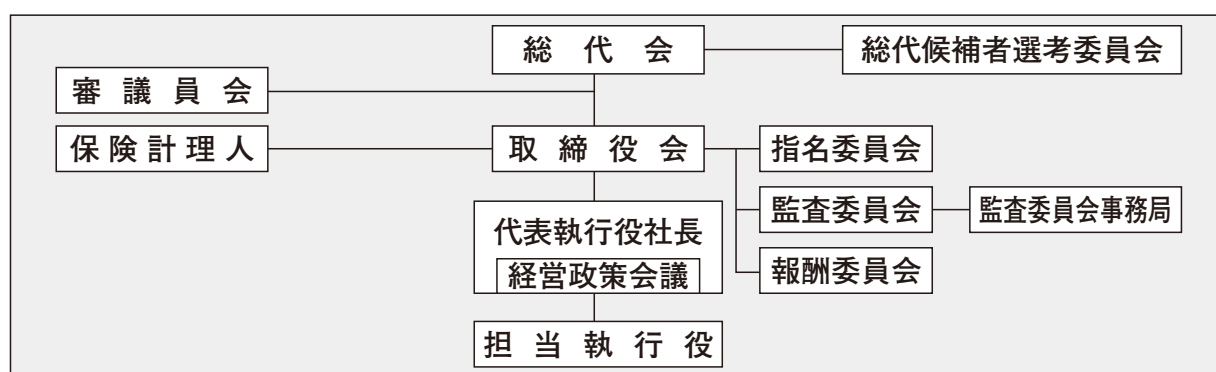
会社名	主たる営業所又は 事務所の所在地	資本金又は出資金の額	主な事業内容	設立年月日	総株主、総社員又は 総出資者の議決権に 占める当社の保有議決 権の割合(%)	総株主、総社員又は 総出資者の議決権に 占める当社の保有議決 権の割合(%)
PT BNI Life Insurance *	Centennial Tower, Jl. Gatot Subroto Kav 24-25, Jakarta 12930, Indonesia	300,699百万 インドネシア ルピア	生命保険業	1996/11/28	39.99	—
Symetra Financial Corporation *	777 108 th Avenue NE, Suite 1200, Bellevue, Washington, USA	1米ドル	金融持株会社	2004/ 2/25	100.00	—
Singapore Life Holdings Pte. Ltd. *	5 Straits View, #1-18, The Heart, Singapore 018935	2,258百万 シンガポールドル	金融持株会社	2020/ 7/17	100.00	—
Baoviet Holdings *	No. 8, Le Thai To Street, Hoan Kiem Ward, Hanoi	7,423,227百万 ベトナムドン	金融持株会社	2007/10/15	22.08	—

(注) 1. 「*」を表示した会社は、2026年3月期の連結子会社・持分法適用会社です。
2. Symetra Financial Corporationの子会社である Symetra Life Insurance Company など16社も、当社の子会社および子法人等となります。
3. Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の子会社である Singapore Life Ltd. など7社も、当社の子会社となります。
4. Baoviet Holdingsの子会社である Baoviet Life Corporation も、当社の関連法人等となります。
5. 投資運用業を行う NITROGEN US COMMERCIAL MORTGAGE FUND (CAYMAN) L.P. も、当社の子法人等となります。

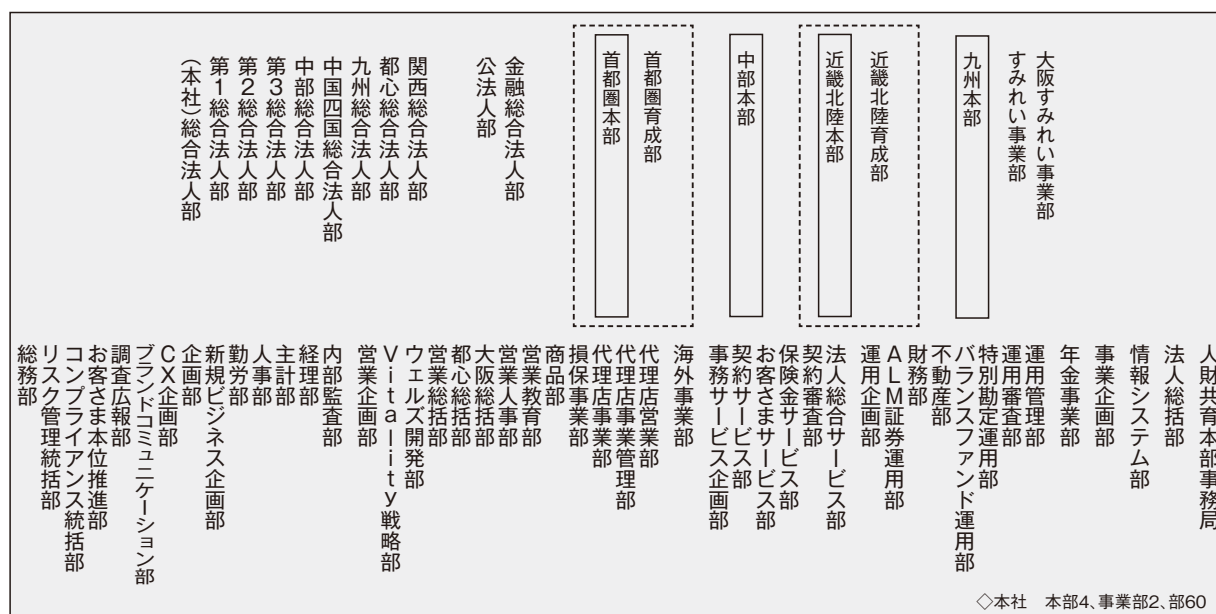
◆組織図(2026年4月1日現在)



●経営組織



●本社



●支社

◇支社90

◆組織の概況

支社等の状況

区分	2024年度末	2025年度末
支社	90	90
事業部	2	2
支部	1,536	1,532
合計	1,628	1,624

従業員の在籍・採用状況

区分	2024年度末 在籍数	2025年度末 在籍数	2024年度 採用数	2025年度 採用数	2025年度末	
					平均年齢	平均勤務年数
職 員	10,406名	10,427名	497名	542名	47歳 6ヶ月	17年 5ヶ月
(男 性)	4,028	4,021	117	165	47歳 7ヶ月	22年 0ヶ月
(女 性)	6,378	6,406	380	377	47歳 4ヶ月	14年 6ヶ月
(総合キャリア職員)	4,016	4,099	113	175	46歳 3ヶ月	22年 6ヶ月
(ビジネスキャリア職員)	4,391	4,465	255	248	45歳 8ヶ月	15年 2ヶ月
営業職員	31,911名	32,445名	5,041名	5,453名	46歳 3ヶ月	12年 4ヶ月
(男 性)	330	331	17	30	49歳 5ヶ月	16年 9ヶ月
(女 性)	31,581	32,114	5,024名	5,423名	46歳 2ヶ月	12年 3ヶ月
(定地型支部長・営業管理職 ・総合営業職員)	3,100	3,141	173	193	40歳 5ヶ月	14年 1ヶ月
(上記以外の営業職員)	28,811	29,304	4,868名	5,260名	46歳10ヶ月	12年 2ヶ月

平均給与月額(職員)

(単位：万円)

区分	2024年度末	2025年度末	前年比
職 員	37.0	38.4	+3.8%

(注) 平均給与月額は、各年度末3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

平均給与月額(営業職員)

(単位：万円)

区分	2024年度	2025年度	前年比
営業職員	28.3	29.2	+3.2%

(注) 平均給与月額は、各年度の税込定例給与であり、賞与は含みません。

男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
	2024年度の実績	2025年度の実績
全 労 働 者	42.3 %	43.3 %
正 規 労 働 者	42.1 %	43.4 %
(職 員)*	54.7 %	56.0 %
(うち総合キャリア職員)	76.4 %	76.7 %
(うちビジネスキャリア職員)	126.1 %	119.2 %
(うち定地型支部長・営業管理職・総合営業職員)	84.5 %	87.4 %
(営業職員)*	89.9 %	86.3 %
パート・有期労働者	59.6 %	61.5 %

*定地型支部長・営業管理職・総合営業職員は「職員」に含みます。

(注) 対象期間 : 2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
賃金 : 基準給与・基準外給与(時間外手当等)・賞与・通勤費等の合計。ただし、退職給与・転居手当・自己賃借住宅補助金等を除きます。
正規労働者 : 出向者については、当社から社外への出向者・社外から当社への出向者のいずれも含みません。
パート・有期労働者 : オフィスパートナー、エキスパート、コンサルティングスタッフ等を含み、派遣スタッフ等を含みません。
パート労働者については、正規労働者の所定労働時間(1日8時間)で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出しています。

補足説明：

- ・就業規則その他の社内規程において男女による差はなく、男女の賃金の差異は主に職種別の男女構成比の差によって生じています。
- ・また、以下の事項も男女の賃金の差異の要因となっています。
 - 過去に家庭の事情等で退職した女性職員が多く、現在在籍する女性職員の勤続年数が男性と比較して短いこと
 - 転居を伴う異動の対象となる職種の職員に男性が多いこと(転居を伴う異動の対象となる職種の職員には手当等を支給しています。)
- ・多様な人材が、公平な環境で、互いを尊重しながら自分らしく活躍できる、働きがいのある職場づくりを進めています。女性の活躍推進については、女性管理職の育成とキャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスと柔軟な働き方の推進、意識改革・風土醸成等の取組みを実施しています。また、2030年度末までに、管理職に占める女性比率50%以上かつ部長相当職に占める女性比率15%以上を目指す行動計画を策定しています。こうした取組みを通じ、男女の賃金の差異の縮小を図っていきます。

◆教育研修制度

一人ひとりがやりがいを持って働けるよう、職員の能力開発およびキャリア形成に、積極的に取り組んでいます。ここでは、職種ごとの研修制度を紹介します。

【営業職員の教育・研修制度】 個人の成長ステップに応じたきめ細やかな研修、各種試験に対応した研修等の充実した教育システムを用意しています。これにより、保険の社会的意義の理解、社会保障制度・生活設計・企業福祉・税務・相続・金融商品といった幅広い知識に加え、お客さまの健康増進に寄与するための健康知識の習得を通じて、お客さま・社会の「ウェルビーイング（よりよく生きる）」に貢献できる（豊富な知識と高いスキルを兼ね備えた）人財の育成を目指しています。とりわけ、国家資格であるFP技能資格については全社をあげて取得を推進しています。また、AIを活用したトレーニングシステム、顧客情報管理システムを導入し、スキルや顧客接点業務の標準化を図り、質の高いコンサルティングを実践できる環境を整備しています。	【ビジネスキャリア職の教育・研修制度】 ビジネスキャリア職として求められる「コンピテンシー（目指す人財像）」の習得や、確かな知識と高い対人対応力でお客さまサービス業務の中心的役割を果たすことができる人財の育成を目的として研修を実施しています。 （入社時研修、フォロー研修、3年目研修など） その後は、各分野でのプロフェッショナルや指導職としての活躍を支援するため、公募型研修やセミナーを実施しています。 （キャリアプランに合わせ、総合キャリア職への職種変更も可能）
【総合キャリア職の教育・研修制度】 初期育成期間（3年間）は、総合キャリア職として求められる「コンピテンシー（目指す人財像）」の習得や、入社初期からの「主体的なキャリア形成」を主な目的として研修を実施しています。 （入社時研修、フォロー研修、営業活動実践研修、3年目研修など） その後は、上記目的に加え、特にリーダーシップやマネジメントスキルの強化など、会社をリードする中核人財へのさらなる成長を目的とした研修を実施しています。 （4年目研修、8年目研修など）	【総合営業職の教育・研修制度】 入社後5年間を「初期教育期間」と位置づけ、保険のコンサルティング営業力と総合的な金融知識を身につけ実践できるよう教育育成制度を設けています。 具体的には、保険コンサルティングのプロとして、お客さまのご要望に的確にお応えするため、OJTによる金融知識・コミュニケーションスキル・人間力向上のための、きめ細やかな指導、Off-JTによる金融リテラシーの向上に向けた研修やキャリアアンカー形成の機会を提供しています。 また、顧客情報管理システムを導入し、質の高いコンサルティングを実践できるよう環境を整備しています。 さらに、指導者層を対象とした指導スキルやマネジメントスキルの向上、キャリア形成のための研修も構築しています。

◆業務提携を通じた商品展開

時節を捉えた柔軟な対応として、業務提携を行うことで、お客さまの幅広いニーズにお応えしています。

【法人向け商品の充実】 多様化するお客さまのニーズにより一層お応えすることを目的に、2016年10月に基本合意した業務提携を受けて、2017年4月から住友生命の営業職員チャンネルにおいて、エヌエヌ生命の法人向け定期保険を販売しています。	【損害保険事業への取組み】 お客さまへのより一層のサービスの拡充を目的に、2008年9月に三井住友海上火災保険株式会社と業務提携強化の基本合意を行い、2009年10月から住友生命の営業職員チャンネルにおいて、全面的に同社の損害保険商品を販売しています。また、2025年9月にアニコム損害保険株式会社および三井住友海上火災保険株式会社と業務提携契約を締結し、アニコム損害保険株式会社のペット保険を販売開始するなど、保障領域の拡大を進めています。 引き続き、お客さまとご家族の人生におけるあらゆるリスクをカバーする生保・損保一体での「総合生活保障」をお届けしていきます。
【米ドル建保険の販売】 国内外の金利環境を踏まえ、多様化するお客さまのニーズにより一層お応えすることを目的に、2018年7月にソニー生命と業務提携を行い、2019年1月から住友生命の営業職員チャンネルにおいて、ソニー生命の米ドル建保険を販売しています。	

◆住友生命サービス網(2026年7月1日現在)

本社・東京本社

	所 在 地	電話番号
本 社	〒540-8512 大阪府大阪市中央区城見1-4-35	(06) 6937-1435
東 京 本 社	〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1	(03) 3273-8000

法人取引関係部門

	所 在 地	電話番号
(本社)総合法人部	〒540-0001 大阪府大阪市中央区城見1-4-70 住友生命OBPプラザビル	(06) 6937-1851
関西総合法人部	〒540-0001 大阪府大阪市中央区城見1-4-70 住友生命OBPプラザビル	(06) 6937-1851
第1総合法人部	〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8560
第2総合法人部	〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8560
第3総合法人部	〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8560
中部総合法人部	〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル18F	(052) 265-8114
中国四国総合法人部	〒730-0037 広島市中区中町7-22 住友生命広島平和大通りビル4F	(082) 236-8390
九州総合法人部	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-2-8 住友生命博多ビル8F	(092) 409-6128
都心総合法人部	〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8560
公 法 人 部	〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8560
金融総合法人部	〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8560
法人総括部	〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8580
法人総合サービス部	〒540-0001 大阪府大阪市中央区城見1-4-70 住友生命OBPプラザビル	(06) 6947-3381
年金事業部	〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8650
代理店事業部	〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	—
代理店営業部	〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	—

コールセンター

スミセイコールセンター	0120-307506
-------------	-------------

支社・ご来店サービスセンター(SC)・本部・すみれい事業部・海外駐在員事務所 (2026年7月1日現在)

※ご加入の生命保険に関するお問い合わせ、お手続きは前ページに記載の
スミセイコールセンターまでお願いします。

支社・ご来店サービスセンター(SC)

名称	〒	所在地	電話番号
札幌支社	060-8528	札幌市中央区南2条東1-1-14 住友生命札幌中央ビル5F	(011) 222-3379
旭川支社	070-0033	旭川市三条通9-1704-1 TK フロンティアビル4F	(0166) 23-4778
釧路支社	085-0015	釧路市北大通10-1-4 北陸銀行住友生命ビル4F	(0154) 23-6382
北見支社	090-8722	北見市大通西4-4-1 住友生命北見ビル2F	(0157) 24-8032
青森支社	030-0823	青森市橋本1-9-22 SS青森ビル8F	(017) 723-1513
盛岡支社	020-0021	盛岡市中央通2-2-5 甲南アセット盛岡ビル4F	(019) 651-6713
仙台支社	980-6088	仙台市青葉区中央4-6-1 SS30 13F	(022) 222-3982
秋田支社	010-0001	秋田市中通2-2-32 山二ビル1F	(018) 833-4179
山形支社	990-0031	山形市十日町2-4-19 ハーモニー山形ビル4F	(023) 622-1444
福島支社	963-8513	郡山市清水台1-4-7 住友生命郡山清水台ビル4F	(024) 922-5802
栃木支社	320-0811	宇都宮市大通り1-4-24 MSCビル7F	(028) 622-6545
小山支社	323-0022	小山市駅東通り2-37-3 三共小山ビル4F	(0285) 25-9984
群馬支社	371-8539	前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル9F	(027) 289-8430
水戸支社	310-0021	水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル4F	(029) 224-9113
新潟支社	950-8505	新潟市中央区東大通1-3-1 INPEX新潟ビルディング3F	(025) 243-1143
長岡支社	940-8511	長岡市東坂之上町2-5-11 グラン長岡6F	(0258) 33-5518
東京ご来店SC (完全予約制)	160-0023	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル1F	(03) 3527-2571
東京中央支社	104-0031	中央区京橋1-12-2 住友生命八重洲東ビル6F	(03) 3272-8022
東京東支社	101-0033	千代田区神田岩本町1 住友生命千代田ビル6F	(03) 5296-2052
江東臨海支社	136-0071	東京都江東区亀戸2-18-10 住友生命亀戸駅前ビル4F	(03) 5875-1802
新宿支社	160-0023	新宿区西新宿1-21-1 明宝ビル11F	(03) 3348-6833
渋谷支社	150-0031	東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスター14F	(03) 6416-5707
東京北支社	170-0013	豊島区東池袋3-4-3 NBF池袋イーストビル3F	(03) 5992-5670
都北支社	115-0055	東京都北区赤羽西1-7-1 バルロード3 11F	(03) 5948-8523
東京南支社	108-0014	港区芝4-10-3 住友生命三田ビル5F	(03) 5232-1314
千住支社	120-0036	足立区千住仲町40-10 住友生命北千住ビル5F	(03) 3882-1072
東京西支社	190-0022	立川市錦町2-4-6 立川錦町SSビル3F	(042) 529-4505
武蔵野支社	180-0006	武蔵野市中町2-2-3 住友生命武蔵野ビル9F	(0422) 55-9677

名称	〒	所在地	電話番号
山梨支社	400-0031	甲府市丸の内3-32-11 住友生命甲府丸の内ビル7F	(055) 224-4313
千葉支社	260-8621	千葉市中央区中央1-1-3 住生・りそな千葉ビル6F	(043) 227-3299
柏常総支社	277-8507	柏市柏2-5-7 住友生命柏ビル2F	(04) 7167-3533
埼玉中央支社	330-0845	さいたま市大宮区仲町3-13-1 住友生命大宮第2ビル4F	(048) 641-2223
熊谷支社	360-0044	熊谷市弥生2-4-4 日進熊谷ビル5F	(048) 521-4045
埼玉西支社	350-1193	川越市脇田本町23-1 住友生命川越ビル6F	(049) 247-0501
越谷支社	343-0816	越谷市弥生町14-22 住友生命越谷ビル5F	(048) 963-0703
横浜支社	220-8530	横浜西区北幸1-11-15 横浜STビル13F	(045) 325-0012
川崎支社	212-0014	川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー6F	(044) 280-6233
南神奈川支社	247-0056	鎌倉市大船2-18-26 住友生命大船ビル2F	(0467) 38-5366
湘南支社	254-0035	平塚市宮の前1-13 甲南アセット平塚ビル4F	(0463) 21-1624
町田支社	194-0021	町田市中町1-25-14 武藤ビル3F	(042) 726-4314
長野支社	380-8557	長野市中御所180-2 住友生命長野岡田町ビル5F	(026) 228-7194
松本支社	390-0811	松本市中央2-6-1 リーガル松本ビル4F	(0263) 32-0355
岐阜支社	500-8524	岐阜市金町5-24 G-front II 4F	(058) 265-1423
静岡支社	420-0837	静岡市葵区日出町1-2 TOKAI日出町ビル2F	(054) 254-5496
浜松支社	430-0946	浜松市中央区元城町216-1 浜松城公園南ビル6F	(053) 454-4463
沼津支社	410-0801	沼津市大手町3-6-18 住友生命沼津ビル4F	(055) 962-7324
名古屋支社	450-8615	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル18F	(052) 582-4863
愛知中央支社	460-0008	名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル2F	(052) 265-6541
愛知東支社	444-8517	岡崎市康生通南3-5 アドバンス・スクエア岡崎西館4F	(0564) 21-2143
三重支社	514-8566	津市栄町2-309 住友生命津ビル1F	(059) 227-0113
富山支社	930-8504	富山市桜橋通り1-18 北日本桜橋ビル2F	(076) 441-2373
金沢支社	920-0869	金沢市上堤町1-18 住友生命金沢上堤町ビル7F	(076) 231-1283
福井支社	910-0005	福井市大手3-4-7 住友生命福井ビル4F	(0776) 22-7469
滋賀支社	520-0051	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル5F	(077) 522-5303
京都支社	600-8492	京都市下京区四条通新町東入 月鉾町62 住友生命京都ビル5F	(075) 221-1845
大阪ご来店SC (完全予約制)	540-0001	大阪市中央区城見1-4-24 OBPキャッスルタワービル1F	(06) 6937-2121

名称	〒	所在地	電話番号
大阪中央支社	541-0053	大阪市中央区本町4-4-24 住友生命本町第2ビル4F	(06) 6244-9066
大阪団体支社	542-0073	大阪市中央区日本橋2-9-16 日本橋センタービル3F	(06) 6632-3162
天王寺支社	545-0051	大阪市阿倍野区旭町1-1-17 サンビル阿倍野7F	(06) 6647-7733
新大阪支社	564-0052	吹田市広芝町9-28 江坂三生ビル6F	(06) 6369-7930
茨木支社	567-0829	茨木市双葉町2-25 現代茨木ビル3F	(072) 633-1442
南大阪支社	583-0024	藤井寺市藤井寺1-5-26 住友生命藤井寺ビル4F	(072) 952-3660
京阪支社	573-0027	枚方市大垣内町1-4-5 住友生命枚方ビル3F	(072) 843-7807
堺支社	590-0076	堺市堺区北瓦町1-3-17 堺東センタービル7F	(072) 238-7062
岸和田支社	596-0053	岸和田市沼町35-22 住友生命岸和田ビル4F	(072) 423-4142
東大阪支社	577-0056	東大阪市長堂1-11-22 住友生命布施ビル3F	(06) 6787-0232
奈良支社	630-8543	奈良市油阪町出口1-14 住友生命奈良ビル2F	(0742) 26-5013
和歌山支社	640-8540	和歌山市本町4-61 住友生命和歌山ビル3F	(073) 431-3474
神戸支社	651-0185	神戸市中央区東町126 神戸シルクセンタービル7F	(078) 391-3229
姫路支社	670-8552	姫路市東延末1-1 姫路NKビル2F	(079) 224-1883
明石支社	673-0898	明石市榑屋町1-29 エヌグラン明石8F	(078) 917-1495
鳥取支社	680-8510	鳥取市今町1-103 住友生命鳥取ビル4F	(0857) 23-1823
松江支社	690-0003	松江市朝日町484-16 甲南アセット松江ビル4F	(0852) 22-2257
岡山支社	700-0904	岡山市北区柳町1-1-1 住友生命岡山ビル12F	(086) 225-3210

本部

首都圏本部	160-0003	新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル8F・11F	
中部本部	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル17F・18F	

すみれい事業部

すみれい事業部	160-0023	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル13F	(03) 3349-7762
---------	----------	--------------------------------	-------------------

海外駐在員事務所

ニューヨーク 駐在員事務所	260 Madison Avenue 8th Floor New York, NY 10016, U.S.A	(212) 572-4809
ハノイ 駐在員事務所	3F, No. 8 Le Thai To, Hang Trong Ward, Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam	(24) 3946-0444

名称	〒	所在地	電話番号
広島支社	732-0827	広島市南区稲荷町4-1 広島稲荷町NKビル8F	(082) 261-5283
福山支社	720-0812	福山市霞町1-1-24 福山ビル8F	(084) 924-1168
山口支社	750-8502	下関市細江町1-2-7 住友生命下関ビル5F	(083) 231-3445
徳島支社	770-0911	徳島市東船場町2-21-2 阿波銀住友生命ビル5F	(088) 654-1503
高松支社	760-8566	高松市番町1-6-1 両備高松ビル7F	(087) 821-4443
松山支社	790-0003	松山市三番町4-11-1 住友生命松山三番町ビル6F	(089) 941-4423
新居浜支社	792-8575	新居浜市北新町9-16 住友生命新居浜ビル2F	(0897) 37-1133
高知支社	780-8559	高知市本町4-2-52 オカバ高知ビル8F	(088) 822-2103
福岡支社	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-2-8 住友生命博多ビル11F	(092) 409-6120
久留米支社	830-8540	久留米市日吉町14-33 住友生命久留米ビル2F	(0942) 33-9582
北九州支社	802-8550	北九州市小倉北区堺町1-9-10 アースコート堺町BLDG 9F	(093) 531-2883
佐賀支社	840-0816	佐賀市駅南本町5-1 日進佐賀ビル7F	(0952) 24-2373
長崎支社	850-8518	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル9F	(095) 826-3276
熊本支社	860-8587	熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル8F	(096) 355-2303
大分支社	870-0034	大分市都町1-1-23 TKフロンティアビル9F	(097) 535-1779
宮崎支社	880-8508	宮崎市高千穂通1-6-35 オーシャン高千穂通り4F	(0985) 26-1613
鹿児島支社	892-8546	鹿児島市山之口町3-31 住友生命鹿児島ビル5F	(099) 226-7268
沖縄支社	900-8513	那覇市久茂地2-9-7 住友生命那覇久茂地ビル4F	(098) 866-3023

近畿北陸本部	541-0041	大阪市中央区北浜1-9-11 住友生命大阪北浜ビル3F	
九州本部	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-2-8 住友生命博多ビル8F	

大阪すみれい事業部	541-0053	大阪市中央区本町2-1-6 堺筋本町センタービル14F	(06) 6262-5345
-----------	----------	--------------------------------	-------------------

ロンドン 駐在員事務所	IWG, 3rd Floor, New Broad Street House, 35 New Broad Street, London EC2M 1NH, U.K.	(20) 7194-7530
北京 駐在員事務所	100004 中華人民共和国北京市朝陽区 東三環北路5号北京發展大厦1幢7階719室	(10) 6561-6120

◆総代の数および選出方法について

総代の数

定款の規定により、総代の定数は180名、任期は4年(再任限度2期8年)とされており、その選出は2年ごとに定数の半数について行われます。総代は、社員を代表し、多様な視点から経営のチェックを行うため、地域・年齢・職業等を考慮し、幅広く選出されています。また、総代会における総代による実質的な審議および議決権行使を通じて社員の意思を適切に経営に反映する観点から、当社の総代の定数は適正な水準にあると考えています。

総代の選出方法

総代の選出にあたっては、総代候補者選考委員会が総代候補者を決定したうえで、全社員による信任投票を経て総代が選出されます。当社においては、総代候補者は次の二種類の方法により決定することとしており、総代の多様性確保にも努めております。なお、総代の定数180名のうち、最大20名を立候補による定数としています。

- ・総代候補者選考委員会の推薦による総代候補者
地域・年齢・職業等のバランスを考慮し、総代候補者選考委員会が幅広い層の社員の中から推薦する候補者です。
- ・立候補による総代候補者
総代候補者選考委員会が行う公募に対して、社員が自ら「立候補」することによる候補者です。

総代候補者選考委員会が決定した個々の「総代候補者」に対しては、全社員による信任投票が行われ、不信任の投票数が全社員の10分の1に満たない場合、候補者は総代として信任されます。

総代候補者選考委員会

総代会において社員の中から選任された10名以内の委員で構成されます。なお、総代選出過程における公正の確保、および総代候補者選考委員会の独立性確保の観点から、総代候補者選考委員会の事務局長については、社外人材を任用することとしています。

総代候補者選考委員会は、総代会に社員各層の意思が適切にかつ幅広く反映されるよう、総代候補者選考基準を制定しています。改選の都度、この選考基準に従い、定数の割当てと職業別・年齢別・性別の構成比率等の選考方針を定め、総代候補者選考委員会の推薦による総代候補者を決定します。

また、「立候補による総代候補者」の決定にあたり、社員が総代候補者に立候補する際の要件および要領、ならびに定数を超過した場合の決定方法等を定めます。

総代候補者資格要件

1. 総代候補者の資格基準	a. 当会社の社員である人 b. 総代としての就任期間が2期を超えない人 c. 他の生命保険会社の総代に就任していない人 d. 当会社の現職役員または従業員でない人
2. 総代候補者に求められる要件	a. 生命保険事業に認識と関心を有し、総代たるにふさわしい見識を有する人 b. 総代会への出席等、総代としての十分な活動が可能である人 c. 当会社社員全体の利益の増進を図る観点から、総代会等の場で公正な判断を行うことが可能である人 d. 以下の観点から当会社の事業や経営をチェックし、有意義な提言等を行うことが可能である人 (1) 保険契約者の観点から提言等を行うことが可能である人 (2) 専門的な観点から提言等を行うことが可能である人 (3) 会社経営(マネジメント)の観点から提言等を行うことが可能である人

総代候補者選考基準

1. 総代の地域別定数割当基準	総代の地域別定数は、社員の地域別割合に比例するように定め、かつ地域別割合に基づいて算出した定数が1に満たない場合はこれを1とする。ただし、定数の一部については地域および社員数に関係なく定めることができる。
2. 総代の構成基準	多様性とそのバランスに配慮し、幅広い層から選出を行う。

◆総代(都道府県別五十音順、敬称略 2026年7月2日現在)

都道府県	氏名	職業	都道府県	氏名	職業
北海道	天内 健吾	株式会社天内工務店 代表取締役社長	千葉県	稲村 幸仁	ちばぎん証券株式会社 取締役会長
同	井上 雄樹	弁護士	同	戎井 昌彦	住友大阪セメント株式会社 勤務
同	鎌田真梨子	主婦	同	木南 美穂	株式会社共立工機 専務取締役
同	喜多美千代	日本郵便株式会社 勤務	同	高島 誠	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長
同	栗山佐也香	社会福祉法人ろく舎 理事長	同	武居 秀治	株式会社キッツ 執行役
同	佐藤 泰範	株式会社北海道銀行 常務執行役員	同	田中 章浩	株式会社日立製作所 勤務
同	佐野 敏之	株式会社佐野自動車工業 代表取締役社長	同	森川 智子	スターツアメニティー株式会社 勤務
同	東野有希子	株式会社ホクレン商事 勤務	東京都	青柳 英子	東京ビジネスサービス株式会社 勤務
同	若狭 牧子	株式会社オールフォー 代表取締役	同	石川 隆道	F P L証券株式会社 執行役員
青森県	坂本 朋子	興陽電設株式会社 代表取締役社長	同	江幡 吉昭	株式会社アレース・ファミリーオフィス 代表取締役
同	立崎 文江	一般社団法人日々木の森 代表理事	同	岡松 美樹	ティーコム株式会社 代表取締役社長
岩手県	柴田 千春	第一商事株式会社 代表取締役社長	同	神尾 美穂	日本工営健康保険組合 勤務
同	菅原 和宏	株式会社岩手銀行 取締役常務執行役員	同	小泉 博和	株式会社平沢商会 取締役
宮城県	菊地 綾乃	株式会社あいあーる 相談役	同	琴浦 諒	弁護士
同	小林 寛	株式会社七十七銀行 代表取締役副頭取	同	高橋 建太	株式会社カウシェ 勤務
秋田県	奥 真由美	一般社団法人セイルオン・ジャパン 代表理事	同	寺田 由理	株式会社竹中工務店 勤務
山形県	高橋 修	ネットヨタ山形株式会社 代表取締役社長	同	新野 隆	日本電気株式会社 取締役会長
福島県	遠藤 勝利	株式会社東邦銀行 専務取締役(代表取締役)	同	野澤 康隆	トバース・リージョナル・パートナーズ株式会社 取締役
茨城県	岡田 幸彦	筑波大学システム情報系社会工学域 教授	同	旗生 泰一	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 取締役社長
同	勢子 映美	株式会社高萩エンジニアリング 勤務	同	浜本健太郎	アサヒグループホールディングス株式会社 勤務
同	中庭 芳子	主婦	同	原田 直幸	原田会計士事務所 代表
同	森田 慶一	社会福祉士	同	平原 興	弁護士
栃木県	梶原 義之	株式会社ボラリス 勤務	同	藤井 亜紀	株式会社パソナ 勤務
同	郡司 成江	総美有限会社 代表取締役社長	同	町田 公志	元SGホールディングス株式会社取締役
同	清水 和幸	株式会社足利銀行 代表取締役頭取	同	南 章行	株式会社クレストスキルパートナーズ 代表取締役
群馬県	相川 愛	株式会社アイ・ティ・エス 常務取締役	同	宮崎 裕士	弁護士
同	住吉麻由子	株式会社グランティナー 代表取締役社長	同	村田 陽子	GEヘルスケア・ジャパン株式会社 勤務
同	富岡 智子	有限会社富岡建材 勤務	神奈川県	秋山 栄二	株式会社風雅 代表取締役
同	堀江 信之	株式会社群馬銀行 相談役	同	伊藤 彰一	株式会社和キャピタル 専務取締役
埼玉県	栗井 智生	地方公務員	同	今田 美子	株式会社Balance 代表取締役
同	大熊 香織	カイロプラクティック&ビューティーサロンOHANA川越店 経営	同	上野 善	上野マリタイム・ジャパン株式会社 代表取締役社長
同	大友 謙	元株式会社武蔵野銀行専務取締役	同	大谷 未葉	株式会社NTTファシリティーズ 勤務
同	川岸 寿里	ジーイーエム株式会社 取締役	同	川本 敏之	川本工業株式会社 取締役副社長
同	寺田 俊行	日本税理士協同組合連合会 勤務	同	佐伯 友道	株式会社アイネット 代表取締役社長兼執行役員
同	米田 信江	ヘアサロンekka 経営	同	津田 博之	アマノ株式会社 代表取締役会長
千葉県	東 敏広	セブンイレブン君津中富店 オーナー	同	堤 晶希	川崎協同病院 勤務

都道府県	氏 名	職 業
神奈川県	中村 行宏	株式会社テレビ神奈川 特別顧問
同	野上 麻子	医師
新潟県	高橋 幸	株式会社社長生園 代表取締役
同	高橋 信	株式会社第四北越銀行 代表取締役会長
同	松田 章奈	株式会社きものブレイン 専務取締役
富山県	浦崎 滋	株式会社北陸銀行 取締役常務執行役員
同	大野 千晶	有限会社大野クレーン興業 取締役
石川県	山崎 勝	株式会社北國銀行 取締役常務執行役員
福井県	山内真由美	株式会社山内工業 取締役
山梨県	長澤 泰史	株式会社早野組 執行役員
長野県	熊谷 麻紀	主婦
岐阜県	伊藤 康子	ブレインシール株式会社 代表取締役社長
同	亀山 智睦	行政書士
静岡県	伊藤 公保	静岡県楽器製造協会 顧問
同	遠藤奈穂子	富士コミュニティエフエム放送株式会社 勤務
同	鈴木 良枝	主婦
同	町田 直弥	株式会社ノーベル 代表取締役
愛知県	井内 哲也	年金生活者
同	奥岡 克仁	C K D株式会社 代表取締役社長 C E O
同	加藤 英典	株式会社三省工房 取締役
同	佐藤 聡哲	ソフトバンク株式会社 勤務
同	塩谷 豊久	鹿島建設株式会社 勤務
同	田口 千代	株式会社三龍社 代表取締役副社長
同	森田 剛司	株式会社トウチュウ 代表取締役社長
同	渡部由美子	リ・ライフ株式会社 代表取締役
三重県	岸邊 均	元株式会社オリバー常務取締役
同	東海 悟	株式会社三十三カード 代表取締役社長
滋賀県	魚住かおり	有限会社佐水板金工業 役員
同	丹波 卯子	株式会社うさぎメディケア 代表取締役
同	藤川 康二	株式会社N T S 勤務
京都府	小原紗矢香	株式会社レオパレス21 勤務
同	中川 雅美	株式会社キューベル 勤務
同	松本 知香	主婦
大阪府	板倉 広起	丸大食品株式会社 勤務
同	上田 麗子	株式会社城南開発興業 取締役
同	香曾我部武	大和ハウス工業株式会社 代表取締役副社長 C F O
同	小竹 歩弓	株式会社ジェイテクトプレジジョンベアリング 勤務
同	園田 悦子	株式会社A S A G I 代表取締役
同	竹中佐江子	株式会社竹中製作所 代表取締役社長
同	竹野 英祥	ダイゴー株式会社 代表取締役社長
同	田崎 一人	株式会社交野運送 代表取締役
同	辻 智久	一富士フードサービス株式会社 取締役副社長
同	富田 陽子	弁護士
同	中村 恭将	MS&AD インターリスク総研株式会社 勤務
同	錦野 裕宗	弁護士
同	西村真喜子	株式会社住友倉庫 勤務
同	橋爪 秋子	くちば物産株式会社 代表取締役社長
同	橋本 貞子	主婦
同	濱中 陽子	株式会社ハマキャスト 代表取締役
同	前田 篤子	株式会社美装 代表取締役社長
同	南 篤子	株式会社和泉食品 取締役
同	山口 隆司	大阪公立大学大学院工学研究科 教授
同	山崎 宏信	レンゴー株式会社 常務執行役員(上席)

都道府県	氏 名	職 業
大阪府	和田 祐一	元日本ペイント・インダストリアルコーティングス株式会社取締役
兵庫県	江尻 祐	三井倉庫株式会社 勤務
同	鍛冶 竜也	キャノンマーケティングジャパン株式会社 勤務
同	澤田 拓子	塩野義製薬株式会社 副会長
同	澤田 洋明	サワダ精密株式会社 代表取締役社長
同	地主 滋	住友電気工業株式会社 勤務
同	高橋 孝一	ダイキン工業株式会社 取締役兼副社長執行役員
同	田島 乾	株式会社服部 代表取締役社長
同	津賀 一宏	パナソニック ホールディングス株式会社 特別顧問
同	堀井 安理	NTTドコモビジネスソリューションズ株式会社 勤務
同	前田 直子	株式会社ランゲージ・リソーシズ 勤務
奈良県	石田 諭	株式会社南都銀行 取締役頭取
同	田坂 隆之	大阪瓦斯株式会社 顧問
同	芳野 彰夫	近鉄ファシリティーズ株式会社 代表取締役社長
和歌山県	平根 愉美	有限会社プラスケア 勤務
同	御前 貴久	株式会社シュテルン和歌山 顧問
鳥取県	山下 弥生	株式会社F M鳥取 取締役
島根県	山口いづみ	株式会社彩雲堂 監査役
岡山県	大野佐智恵	有限会社共和熱研 取締役
同	皆木真由美	株式会社クロス 監査役
広島県	奥本 則子	株式会社オクモト 取締役
同	菅坂 典子	税理士
同	谷本しのぶ	主婦
同	檜原 勇作	株式会社アルカンシエル 代表取締役
同	廣江 裕治	株式会社ひろぎんホールディングス 代表取締役社長
同	諸岡 加奈	TOPPAN株式会社 勤務
山口県	野村 房代	C O S M E C H A R M 経営
徳島県	松崎美穂子	特定非営利活動法人子育て支援ネットワークとくしま 理事長
同	吉本 智	税理士
香川県	田中 理	ケアドゥ株式会社 代表取締役
同	藤田 徳子	株式会社フェアリー・テイル 代表取締役
愛媛県	大下 宗亮	愛媛大学医学部附属病院 医療安全管理部助教
同	岡村 美鈴	株式会社タイキハウジング 代表取締役
同	西川 義教	株式会社愛媛銀行 頭取(代表取締役)
高知県	上田 由美	株式会社レボテック・クリーン 取締役
福岡県	井口 彩華	岡三証券株式会社 勤務
同	猪口 淳	株式会社ツルク 代表取締役
同	上村 徹	株式会社福岡銀行 常務執行役員
同	小原 尚利	医療法人清陵会南ヶ丘病院 院長
同	中村美樹夫	株式会社北洋建設 取締役常務
同	平岡 道代	有限会社平岡モータース 勤務
同	松本 美枝	株式会社イノウエ設備 勤務
佐賀県	原田 烈	株式会社バイオテックス 代表取締役
長崎県	渡海由貴子	医師
熊本県	塚田 利郎	株式会社風雅 代表取締役社長
同	中村 光宏	株式会社肥後ポリエチレン 代表取締役
大分県	織田 晃子	株式会社九州システム商会 代表取締役
同	河村 裕次	日本文理大学経営経済学部経営経済学科 教授
宮崎県	谷口 恭子	株式会社ハウザーライフ 取締役
鹿児島県	辻 み咲	株式会社勇見建設 取締役
沖縄県	山城 正保	株式会社沖縄銀行 代表取締役頭取
同	湧川 直明	沖縄ガス株式会社 代表取締役社長

◆総代候補者選考委員〈五十音順、敬称略

青木 博昭	弁理士
市川 聡	デジタル・インフォメーション・テクノロジー株式会社 代表取締役社長執行役員
大宮 克己	高周波熱錬株式会社 代表取締役社長執行役員
大森 剛	弁護士
越智 砂織	四天王寺大学経営学部経営学科 教授・企業経営専攻長

2026年7月2日現在〉

高山 完圭	司法書士
出村 智陽	有限会社長谷川農産 勤務
徳本 穰	九州大学大学院法学研究院 教授・総長補佐
山川 悦子	トランスコスモス株式会社 勤務
横山 亜衣	株式会社スマイルプロデュース 代表取締役

◆審議員〈五十音順、敬称略 2026年7月2日現在〉

石川 千晶	公認会計士
市川 晃	住友林業株式会社 代表取締役会長
江川 昌史	アクセンチュア株式会社 代表取締役会長
金倉 譲	一般財団法人住友病院 院長
金高 雅仁	元警察庁長官
國部 毅	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 名誉顧問

菰田 正信	三井不動産株式会社 代表取締役会長
玉木林太郎	公益財団法人国際金融情報センター 理事長
土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部 教授
名和 高司	京都先端科学大学教授 兼 一橋大学ビジネススクール客員教授
前野 マドカ	EVOL株式会社 代表取締役CEO

◆総代の構成(2026年4月1日現在)

① 年齢別構成

年 齢	構成比率
～29(歳)	0.6 (%)
30～39	5.6
40～49	25.3
50～59	39.3
60～69	24.2
70～	5.1

② 地域別構成

地 域	構成比率
北海道	5.1 (%)
東 北	5.1
関 東	31.5
中 部	13.5
近 畿	24.7
中 国	6.2
四 国	4.5
九 州	9.6

③ 保険種類別構成(契約件数)

保険種類			構成比率
個人保険	死亡保険	終身保険	11.9 (%)
		定期付終身保険	1.9
		利率変動型積立終身保険	21.2
		定期保険	0.0
		その他	27.9
	生死混合 保険	養老保険	0.8
		定期付養老保険	0.0
		生存給付金付定期保険	1.9
		その他	2.1
生存保険		0.0	
個人年金保険			32.4

(注) 剰余金の分配(社員配当金)のない保険契約を除いております。

④ 職業別構成

職 業	人 数	構成比率
会社員	39(名)	22.0 (%)
主婦	6	3.4
大学教授	4	2.3
言論界・ジャーナリスト	0	0.0
弁護士・医師	9	5.1
自営業者	62	35.0
会社役員	35	19.8
その他	22	12.4

(注1) 職業別の構成比率は金融庁あて報告基準に基づいて算出しております。

(注2) 2026年7月2日現在の内容です。

⑤ 社員資格取得時期別構成

社員資格取得時期	構成比率
～2005年度	31.5 (%)
2006年度～2010年度	14.0
2011年度～2015年度	20.2
2016年度～2020年度	23.6
2021年度～	10.7

◆審議員の構成(2026年7月2日現在)

年齢別構成

年 齢	人 数
～59(歳)	1(名)
60～69	4
70～	6
合 計	11(名)

◆社員の構成(2026年3月31日現在)

① 年齢別構成

年 齢	構成比率
～29(歳)	4.5 (%)
30～39	9.5
40～49	14.7
50～59	23.4
60～69	20.5
70～	27.5

② 地域別構成

地 域	構成比率
北海道	3.1 (%)
東 北	7.6
関 東	29.3
中 部	17.2
近 畿	21.5
中 国	6.3
四 国	4.3
九 州	10.7

③ 保険種類別構成(契約件数)

保険種類			構成比率
個人保険	死亡保険	終身保険	18.2 (%)
		定期付終身保険	9.0
		利率変動型積立終身保険	21.4
		定期保険	0.5
		その他	17.7
	生死混合 保険	養老保険	1.0
		定期付養老保険	0.0
		生存給付金付定期保険	0.9
		その他	1.4
	生存保険		0.7
個人年金保険		29.2	

(注) 剰余金の分配(社員配当金)のない保険契約を除いております。

※社員の職業別構成及び社員資格取得時期別構成に関するデータは保有していません。

◆総代会の主な質疑応答

外部環境の変化を踏まえた 今後の見通し

中東情勢の悪化に伴う原材料不足が広がる中、無形商品を扱う当社において想定される影響と、職員への影響およびその対応方針について教えてほしい。

国内市場の縮小が見込まれる中、国内の年換算保険料の今後の見通しと、海外事業を含めたグループ全体の成長イメージについて伺いたい。

回 答

- 中東情勢は一時期より落ち着きを見せているものの、金融市場の変動や物価上昇が長期化した場合には、資産運用面や営業活動面に影響が生じる可能性があります。
- そのため、資産運用面では、投資先の分散やリスク管理の徹底により、市場環境の変化にも柔軟に対応できる体制を整えており、今後も市場動向を注視しながら適切に対応してまいります。
- また、営業活動面では、物価上昇がお客さまの家計に影響を及ぼし、消費行動の変化につながる可能性があることに加えて、物価上昇を上回る賃金上昇が見込めない場合には、職員の離職リスクの高まりも懸念されます。
- さらに国内市場の縮小も見込まれる一方で、平均寿命は伸長しており、公的保障を補完する私的保障への需要は引き続き大きいと考えています。また、非婚化・晩婚化の進展等により、若い世代を中心に資産形成ニーズもさらに高まるものと見ています。
- このような環境のもと、年換算保険料については、Vitalityによる健康増進や医療・介護保障、資産形成のニーズに応える商品・サービスの提供を通じて、着実な成長を目指してまいります。
- 加えて、販売チャネルの多様化や、子会社との連携によるマルチプロダクト戦略を通じて、国内事業全体として安定的な成長を実現してまいります。
- また、海外事業において米国および東南アジアは、今後も成長が期待される市場であり、出資先の事業拡大に加え、さまざまな分野でのシナジー創出を進める中、年換算保険料についても、国内事業を上回る成長率を見込んでいます。
- 国内外の環境変化は当社にとってリスクである一方、新たなニーズや成長機会を生み出すものという認識のもと、保障の提供にとどまらず、お客さま一人ひとりの人生に寄り添う会社へと進化してまいります。

法人向けソリューション・ 健康経営

禁煙の社内浸透に向けて、禁煙がもたらすウェルビーイングへの影響を見える化できる取組みがあれば紹介いただきたい。

法人向けソリューションサービスの活動内容、および今後の方針について伺いたい。

回 答

- 多様化・複雑化する社会環境の中で、企業の様々なニーズに対し、適切なソリューションを提供することが重要であると考えています。
- その一環として、企業の健康経営の支援を進めており、「Vitality福利厚生タイプ」の提供にあわせて、「スミセイ版健康寿命レポート」というサービスを一部の団体から順次提供を開始しています。
- 本サービスでは、健康診断結果や生活習慣データをもとに従業員の健康寿命を「見える化」とするとともに、健康寿命延伸に向けた課題とあわせて、禁煙セミナーや企業向け禁煙プログラムなどの具体的なアクションプランを提示することで、より実効性のある健康増進施策が可能となっています。
- なお、企業向け禁煙プログラムについては、当社においても実施しており、昨年度は参加者の半数以上が卒煙に成功しました。
- また、法人向けソリューションサービスとしては、ビジネスマッチングや各種セミナー、健康経営支援、FP・経営の相談などのサービスを提供しています。ビジネスマッチングでは、当社のネットワークを活用し、販路拡大や協業先の紹介など、地域を越えた企業同士のつながりを創出する取組みを進めています。
- これらの取組みを通じて、企業および従業員のウェルビーイング、ひいては企業価値の向上に向けて取り組んでまいります。

海外事業戦略について

国内市場の縮小が見込まれる中、海外事業を今後どのような成長戦略として位置付けているのか伺いたい。また、海外事業の強化に向けた今後の投資方針や、新たな投資先を選定する際の考え方についても教えてほしい。

回 答

- 当社では、国内市場の縮小が見込まれる中、海外事業を重要な成長戦略の一つと位置付けています。相互会社である当社にとって、契約者が最大のステークホルダーであり、海外事業についても、契約者への還元や国内事業の持続可能性向上につながる取組みとして推進しています。
- 具体的には、事業を複数の国・地域に分散することでリスクを低減させるとともに、成長が期待される海外の生命保険市場を取り込むことで収益力の向上を目指しています。また、2035年度には海外事業基礎利益2000億円を目標としています。
- 加えて、海外事業の拡大だけでなく、海外で培った知見やノウハウを国内事業へ還元し、新たな商品・サービスの開発や収益機会の創出につなげることも重視しています。
- 今後の投資にあたっては、各国市場の成長性や事業環境の安定性に加え、当社と経営理念やビジョンを共有し、中長期的な協業関係を構築できるパートナーであるかといった観点を総合的に勘案し、投資先を選定してまいります。
- 契約者からお預かりした大切な保険料を原資としていることを踏まえ、今後もリスク管理を徹底しながら、持続的な成長と企業価値向上につながる適切な投資を進めてまいります。

コーポレート・ガバナンスの実効性向上

総代制度を含むガバナンス体制について、経営監督機能の実効性の評価、および今後の高度化に向けた取組みについて説明いただきたい。

回 答

- ガバナンスとは単に制度を整備することではなく、「お客さまや社会の声に真摯に耳を傾け、それを経営の意思決定に反映し続けること」であると考えています。
- 当社は相互会社であり、契約者が会社の構成員となるため、契約者の意思を経営に適切に反映することが重要であり、その中心的な役割を担うのが、総代会です。
- 総代会の実効性向上に向けては、総代の皆さまとの対話の充実に継続的に取り組んでおり、昨年には定款を変更し、新たに総代立候補制を導入しました。
- また、総代会に先立って開催する「ご契約者懇談会」についても、土曜日開催の「オンラインご契約者懇談会」を実施するなど参加機会の拡充により、多様なご意見を経営に反映できる仕組みづくりを進めています。
- 加えて、経営監督機能の実効性向上について、取締役会では、重要な経営課題やリスクについて十分な議論が行われているか、また経営戦略や資本政策が中長期的な企業価値向上につながっているかといった観点から、毎年実効性評価を実施し、その結果を踏まえた改善を重ねています。
- 当社は2015年から指名委員会等設置会社へ移行し、監督と執行を明確に分離していることに加え、社外取締役が過半数を占める取締役会において、多様な知見と独立した視点から経営を監督する体制を整えています。
- 引き続き、透明性・客観性・実効性の向上に努め、契約者利益の最大化と「対話を起点に変化し続ける経営」を目指してまいります。

◆ご契約者懇談会でのご意見・ご要望の例

Vitalityアプリの操作方法に関するサポート体制について教えてほしい。

“住友生命「Vitality」”に関するサポート体制については、専用のお問い合わせ窓口として「Vitalityサービスセンター」を設置し、Vitalityアプリの操作に不安をお持ちのお客さまにも安心してご利用いただける環境を整えています。

また、担当の営業職員からは、会員登録をはじめとしたアプリ操作のサポートや健康増進活動の取組状況の確認、ステータスアップに向けたアドバイス、最新情報のご案内など、幅広いサポートを実施しています。

これらのサポートに加えて、Vitalityアプリの利便性向上にも継続して取り組んでおり、2025年4月には、より使いやすくご利用いただけるようデザインを見直したほか、健康状態・運動・食生活などに関する質問に回答することで現在の健康状態を把握することができる「オンラインチェック」についても回答しやすい形式へアップデートしました。

今後も、お客さまサポートの充実を図るとともに、アプリの利便性向上に努めてまいります。

昨今の金利上昇が、保険商品の魅力向上や契約者配当の増加にどのような影響を与えるのか。

保険商品の魅力向上の観点では、足もとの金利環境等を踏まえ、一時払終身保険や個人年金保険について予定利率の引上げを行っています。その他、保険金据置利率などの利率に関しても段階的に引き上げています。

また、契約者配当の観点では、外部環境を踏まえた機動的な資産運用戦略による収益力の向上等を通じて、安定した剰余を確保しています。低金利環境下においては死差益配当や長期継続配当を中心に増配を行ってきましたが、2024年度決算に基づく契約者配当においては、足もとの金利環境等を踏まえ、利差益配当について増配を行っています。

今後も、商品魅力の向上および契約者配当の充実の両面から、お客さまへの還元を進めてまいります。

営業職員チャネルにおける今後のデジタル・AI活用に関する取組みを教えてください。

AIの活用については、2024年11月からAI顧客情報管理システム「いくなび」を全社展開するとともに、2025年4月から新人営業職員のスキル習得に向けたロールプレイングシステム「あいトレ」の運用を開始し、お客さま情報の充実化や指導力強化、顧客対応力向上を図ってまいりました。

そうした中、「住友生命グループ中期経営計画2028」では、AIをはじめとした技術革新を事業に積極的に取り込み、推進することにより、「人ならではの」価値の最大化を目指しています。

営業職員チャネルにおいては、営業活動支援、コンサルティングの高度化、事務プロセスの効率化など、人とデジタルの融合を一層進化させていきたいと考えています。

営業職員一人ひとりがお客さまへの価値提供を最大化し、お客さまの人生に伴走する姿を実現していくために、デジタル・AIを活用した取組みを進めてまいります。

社会貢献活動の取組みを教えてください。

当社は、豊かで明るい健康長寿社会の実現を目指し、健康増進や子育て支援をはじめとする社会貢献活動を積極的に推進しています。

健康増進の分野では、トップアスリートを招いた親子スポーツイベント「スミセイ「Vitality Action」」や、毎週土曜日に全国各地で開催される5kmのランニング・ウォーキングイベント「parkrun(パークラン)」への支援を通じ、地域における運動習慣の定着と健康づくりに寄与しています。

また、“住友生命「Vitality」”における「アクティブチャレンジ特典」の仕組みを活用し、Vitality会員の日々の健康増進活動を通じて、社会課題の解決に取り組む団体への寄付を行っています。

子育て支援においては、全国の放課後児童クラブ等へ多様なプログラムを無償で提供する「スミセイアフタースクールプロジェクト」や、子育て環境の向上に取り組む団体および女性研究者を表彰する「未来を強くする子育てプロジェクト」を実施しています。

さらに、職員が自主的に参加するボランティア活動「スミセイヒューマニー活動」を継続し、地域社会との交流や課題への理解を深めるとともに、職員一人ひとりの社会貢献意識の醸成に努めています。

2026年度以降は、「住友生命グループVision2030」に掲げる「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」の実現に向け、ウェルビーイングと将来世代への貢献を重点分野に据え、これらの取組みを一層発展させてまいります。

◆商品一覧

(2026年7月時点)

保険種類一覧

被保険者契約年齢範囲

ご契約の目的	保険種類	愛称・被保険者契約年齢範囲 ^{※1}																		
		0歳	5歳	10歳	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	85歳	90歳
「就労不能・介護保障」「死亡保障」 「認知症保障」「医療保障」「資産形成」 の中から必要な保障を組み立てて 準備されたい方に	特約組立型保険 利率変動型積立（終身）保険	[プライムフィット・ライブワン]未来デザイン(1UP) (SP) Vitality [18-65歳]																		
		[プライムフィット・ライブワン]スクエアライン(1UP) (SP) Vitality [18-75歳]																		
		[プライムフィット・ライブワン]未来デザイン(1UP) (SP) Vitality [15-65歳]																		
		[プライムフィット・ライブワン]スクエアライン(1UP) (SP) Vitality [15-75歳]																		
		[3~14歳] — [プライムフィット・ライブワン]わんぱく																		
最新の医療保障等をお望みの方に	利率変動型積立（終身）保険	Qパック Vitality [18~75歳]																		
		Qパック [3~75歳]																		
充実した医療保障をお望みの方に	医療保険	ドクターGO Vitality 定期タイプ [18~70歳]																		
		ドクターGO Vitality 終身タイプ [18~80歳]																		
		ドクターGO 定期タイプ [0~70歳]																		
		ドクターGO 終身タイプ [15~80歳]																		
健康増進も資産形成もお望みの方に	積立保険	ドルつみ Vitality ^{※2} [18~69歳]																		
健康上の理由で保険加入をあきらめていた方に	限定告知型終身保険	スミセイの千客万頼 [20~85歳]																		
一生涯の保障をお望みの方に	終身保険	バラ色人生 [15~75歳]																		
		パリュケア [15~75歳]																		
		スミセイの認知症保険 [50~85歳]																		
		終身保険 ^{※2} [15~80歳]																		
		スミセイのかんたん告知終身保険90 ^{※2} [15~90歳]																		
		5年つみたて終身保険 ^{※2} [15~80歳]																		
死亡保障をお望みの方に	定期保険	エンブレム [18~64歳]																		
		エンブレム新長期プラン [18~75歳]																		
		エンブレムGP [18~75歳]																		
		グランド パスポート [15~75歳]																		
教育・結婚・レジャー等の資金準備に 加えて死亡保障もお望みの方に	生存給付金付定期保険	記念日宣言 [0~70歳]																		
積立も保障もお望みの方に	養老保険	自由保険 ^{※2} [0~70歳]																		
セカンドライフのための資金をお望みの方に	個人年金保険	たのしみワンダフル [0~75歳]																		
		新たなしみ年金 ^{※2} [15~80歳]																		
お子さまの教育資金の準備をお望みの方に	こども保険	[0~8歳] — たのしみキャンパス																		
		[0~9歳] — スミセイのこどもすくすく保険																		
住宅資金、セカンドライフのための資金、 お子さまの教育・結婚資金などの 準備をお考えの勤労者の方に	財形貯蓄積立保険 財形住宅貯蓄積立保険 財形年金積立保険	財形貯蓄プラン [15~80歳] 財形住宅貯蓄・財形年金 [15~54歳]																		

●金融機関の窓口でお取り扱いしている商品^{※4}

就労不能・介護保障をお望みの方に	健康増進型保険（円建）	1UP Vitality [18~65歳]																		
健康増進も資産形成もお望みの方に	積立保険	ドルつみ Vitality ^{※2} [18~69歳]																		
一生涯の保障をお望みの方に	終身保険（円建）	ふるはーとJロードⅢ ^{※2} [15~90歳]																		
		ふるはーとF [15~80歳]																		
		ふるはーとしく介護プラン ^{※2} [15~75歳]																		
		ふるはーとL [15~75歳]																		
	終身保険（円建・外貨建）	プラスつみたて終身保険（円建・米ドル建） ^{※2} [15~80歳]																		
死亡保障をお望みの方に	終身保険（外貨建）	ふるはーとJロードグローバルⅢ ^{※2} [15~90歳]																		
	定期保険（円建）	ふるはーとプレミアム [18~75歳]																		
セカンドライフのための資金をお望みの方に	定額年金保険（円建）	たのしみ未来 [0~75歳]																		
	個人年金保険（円建・外貨建）	たのしみグローバルⅢ（指数連動プラン・定率増加プラン） ^{※2} [0~90歳]																		
	個人年金保険（外貨建）	たのしみ未来グローバル ^{※2} [0~75歳]																		
お子さまの教育資金の準備をお望みの方に	定額年金保険（円建）	[0~8歳] — たのしみ未来<学資積立プラン>																		
	個人年金保険（外貨建）	[0~8歳] — たのしみ未来グローバル<学資積立プラン> ^{※2}																		
	学資保険（円建）	[0~9歳] — スミセイのこどもすくすく保険																		

●郵便局でお取り扱いしている商品

健康上の理由で保険加入をあきらめていた方に	限定告知型終身保険	たよれるYOUプラス [20~85歳]																		
死亡保障をお望みの方に	定期保険	エンブレムYOUプレミアム ^{※3} [18~75歳]																		

●かんぽ生命でお取り扱いしている商品

死亡保障をお望みの方に	定期保険	エンブレムYOUプレミアム [18~75歳]																		
-------------	------	------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

●ゆうちょ銀行でお取り扱いしている商品

セカンドライフのための資金をお望みの方に	変額個人年金保険	たのしみYOUプラス ^{※3} [0~75歳]																		
----------------------	----------	----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

●インターネットでお取り扱いしている商品

眼科疾患の保障をお望みの方に	無配当眼科医療保険（一時払い）	めまもりほけん [18~59歳]																		
投資よりも低リスクで資産形成をお望みの方に	無配当災害死亡保障付積立保険	Chakin（チャキン） [18~69歳]																		

※1 被保険者契約年齢範囲は、性別・保険料払込期間・更新年齢等により異なることがあります。

※2 ドルつみ Vitality、終身保険（一時払い）、かんたん告知終身保険90、5年つみたて終身保険、自由保険（一時払い）、新たなしみ年金（一時払い）、ふるはーとJロードⅢ、プラスつみたて終身保険（円建・米ドル建）、ふるはーとJロードグローバルⅢ、たのしみグローバルⅢ（指数連動プラン・定率増加プラン）、たのしみ未来グローバル、たのしみ未来グローバル<学資積立プラン>について、金利情勢等によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

※3 現在、お取扱いを休止しております。 ※4 愛称・取扱商品は一部の金融機関で異なる場合があります。

生前給付特約

(2026年7月時点)

特約名称	保険金・給付金・年金の名称	特約の内容
生活障害収入保障特約(23)	就労不能・介護年金	「公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたとき※」または「公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき」または「当社所定の就労不能状態(目安として公的年金制度の障害年金1・2級に相当)に該当したとき※」または「当社所定の要介護状態(目安として公的介護保険制度の要介護2以上に相当)が180日以上継続したとき」にお支払いします。 ※精神障害を原因とした就労不能状態の場合は除きます。
	特定障害給付金	「精神障害で公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたとき」または「当社所定の精神障害で継続して180日以上入院されたとき」にお支払いします。契約年齢が14歳以下の場合、精神障害を原因としてお支払いする特定障害給付金はありません。
生活障害保障充実特約(23)	就労不能・介護保障充実給付金	「当社所定の要介護状態(目安として公的介護保険制度の要介護2以上に相当)が30日・60日・90日・120日・150日継続したとき」または「生活障害収入保障特約(23)の就労不能・介護年金のお支払理由に該当したとき※」にお支払いします。 ※「当社所定の要介護状態(目安として公的介護保険制度の要介護2以上に相当)が180日以上継続したとき」は除きます。
継続入院収入サポート特約	継続入院給付金	傷害または疾病により継続して14日入院をしたときにお支払いします。
生活障害終身保険特約	死亡保険金	死亡されたときにお支払いします。
	就労不能・介護保険金	「公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたとき※」または「公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき」または「当社所定の就労不能状態(目安として公的年金制度の障害年金1・2級に相当)に該当したとき※」または「当社所定の要介護状態(目安として公的介護保険制度の要介護2以上に相当)が180日以上継続したとき」にお支払いします。 ※精神障害を原因とした就労不能状態の場合は除きます。
認知症保障特約	軽度認知障害給付金	生まれて初めて軽度認知障害(MCI)または器質性認知症と診断確定されたときにお支払いします。
	認知症保険金	生まれて初めて器質性認知症と診断確定されたときにお支払いします。
特定重度生活習慣病保障特約	特定重度生活習慣病保険金	9つの重度生活習慣病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の動脈疾患・重度の高血圧症・重度の糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性すい炎)に該当したときにお支払いします。
保険料払込免除特約(15) [総合型]	——	「生活障害収入保障特約(23)の就労不能・介護年金のお支払理由に該当したとき」または「特定重度生活習慣病保障特約の特定重度生活習慣病保険金のお支払理由に該当したとき」に、以後の保険料のお払込みは不要となります。
保険料払込免除特約(15) [生活障害・がん型]	——	「生活障害収入保障特約(23)の就労不能・介護年金のお支払理由に該当したとき」または「生まれて初めて所定のがんになったと診断確定されたとき」に、以後の保険料のお払込みは不要となります。
保険料払込免除特約(15) [生活障害型]	——	「生活障害収入保障特約(23)の就労不能・介護年金のお支払理由に該当したとき」に、以後の保険料のお払込みは不要となります。
保険契約者代理特約	——	契約者が契約に関する手続きができない場合にあらかじめ指定した契約者代理人が当社所定の手続きをすることができます。
被保険者代理特約	——	被保険者が給付金や保険金などを請求できない場合にあらかじめ指定した被保険者代理人が給付金や保険金などを請求することができます。
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されたときに、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。
重度介護前払特約	重度介護前払保険金	満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当していると認定されたときに、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。

災害疾病特約

(2026年7月時点)

特約名称	保険金・給付金の名称	特約の内容
総合医療特約	災害入院給付金	不慮の事故による傷害により1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
	疾病入院給付金	疾病により1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
	手術給付金	公的医療保険制度の対象となっている手術、骨髄移植を受けられたときにお支払いします。
	放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となっている放射線治療を受けられたときにお支払いします。
入院保障充実特約(09)	入院保障充実給付金	不慮の事故による傷害または疾病により1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
成人病入院特約(09)	成人病入院給付金	所定の成人病により1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
女性疾病入院特約(09)	女性疾病入院給付金	所定の女性特定疾病により1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
がん入院特約(09)	がん入院給付金	所定のがんにより1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
がん薬物治療特約	がん薬物治療給付金	所定のがんにより、医師による薬物治療を受けられたときにお支払いします。
特定3疾病継続保障特約	がん診断保険金	生まれて初めて所定のがんになったと診断確定されたときにお支払いします。
	がん一時給付金	直前のがん診断保険金またはがん一時給付金のお支払理由に該当した日から1年経過後に、所定のがんにより1日(日帰り)以上の入院を開始または所定の通院をされたときにお支払いします。
	心疾患一時給付金	<1回目のお支払い> 所定の心疾患により1日(日帰り)以上入院または手術を受けられたときにお支払いします。 <2回目以後のお支払い>直前の心疾患一時給付金のお支払理由に該当した日から1年経過後に所定の心疾患により1日(日帰り)以上入院または手術を受けられたときにお支払いします。
	脳血管疾患一時給付金	<1回目のお支払い> 所定の脳血管疾患により1日(日帰り)以上入院または手術を受けられたときにお支払いします。 <2回目以後のお支払い>直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当した日から1年経過後に所定の脳血管疾患により1日(日帰り)以上入院または手術を受けられたときにお支払いします。
がん診断継続保障特約(24)	がん診断保険金	生まれて初めて所定のがんになったと診断確定されたときにお支払いします。
	がん一時給付金	直前のがん診断保険金またはがん一時給付金のお支払理由に該当した日から1年経過後に、所定のがんにより1日(日帰り)以上の入院を開始または所定の通院をされたときにお支払いします。
新先進医療・患者申出療養特約	先進医療・患者申出療養給付金	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養による療養を受けられたときにお支払いします。
	先進医療・患者申出療養保障充実給付金	
傷害損傷特約(04)	運動器損傷給付金	傷害または疾病を原因とする骨折に対して治療を受けられたとき、もしくは不慮の事故による傷害により所定の腱・靱帯・半月板の断裂に対し、事故の日から180日以内に治療を受けられたときにお支払いします。
	顔面損傷給付金	不慮の事故による傷害により顔面部・頭部・頸部に損傷を受け、事故の日から180日以内に所定の顔面損傷状態になられたときにお支払いします。
災害割増特約	災害死亡保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡されたとき、もしくは所定の感染症により死亡されたときにお支払いします。
	災害高度障害保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に所定の高度障害状態になられたとき、もしくは所定の感染症により所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
傷害特約	災害保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡されたとき、もしくは所定の感染症により死亡されたときにお支払いします。
	障害給付金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたときに、障害の等級に応じて災害保険金額の1～10割をお支払いします。

●保険金・給付金などのお支払理由・保険料お払込免除理由の詳細は約款に定められており、約款所定の条件・診断基準を満たすことが必要です。
●ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」[「注意喚起情報」]「ご契約のしおりー定款・約款」[「申込内容控(兼解約返戻金額表)」]を必ずご覧ください。

◆お客さま満足の上

住友生命の仕事の原点は「お客さまの人生を守ること」にあります。人生の不安を解消し、未来に「安心」をお届けする——その使命感をもって、お客さまニーズに合った最適な保障のご提案、真にお客さまのお役に立つ商品開発、迅速で誠実なお客さま対応などの取組みを進めています。

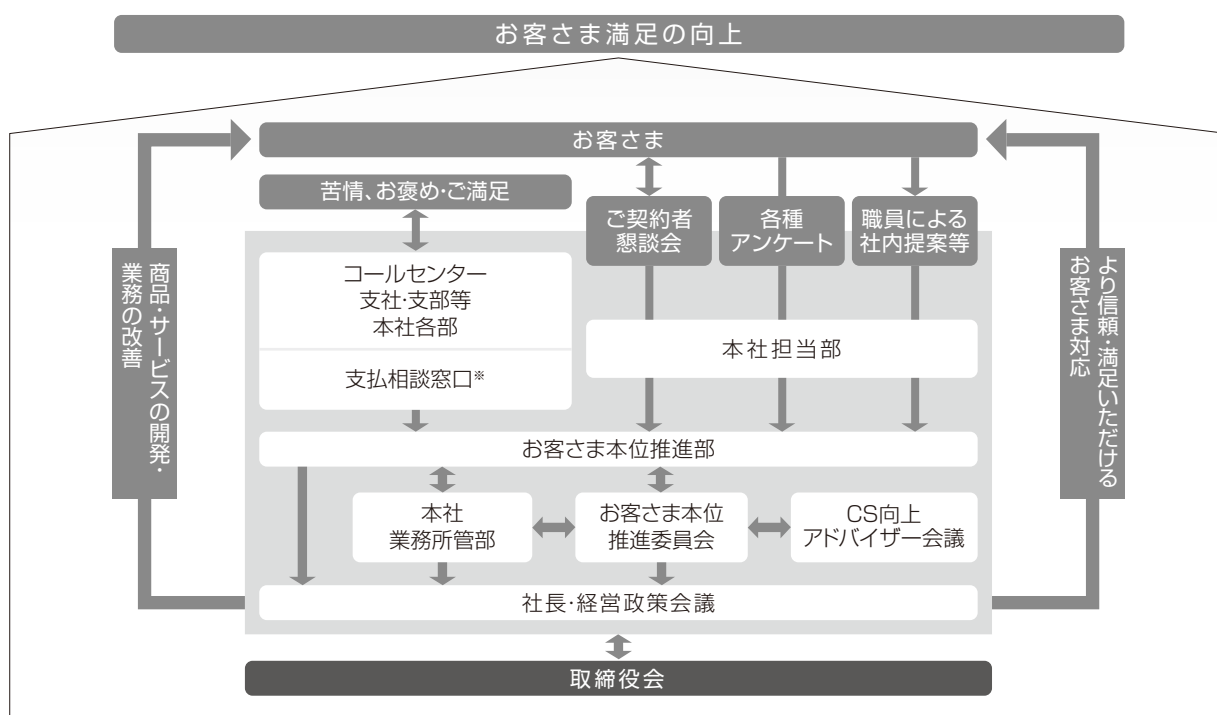
●「お客さまの声」を経営に活かす取組み態勢

職員一人ひとりがお客さま本位の業務を実践するなかで、「お客さまの声」を真摯に受け止め、その声を活かして商品・サービス開発や業務の改善を行うとともに、お客さまと接する際、より一層信頼・満足いただけるよう努めています。

寄せられる苦情を含めた広範な「お客さまの声」については、所管する部門との間で情報連携および共有を行い、対応策・改善策を検討しています。

特に苦情については「お客さま本位推進部」で一元管理し、その分析に基づく改善を推進しています。そのうち部門横断的・全社的な課題については、社長を委員長とする「お客さま本位推進委員会」において改善策の検討を行う等、必要な対策を講じています。

また、消費者志向経営推進組織が実施する「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」に参加しており、「消費者志向自主宣言」をホームページに掲載しています。



※保険金等のお支払に関する相談の専用窓口です。

●CS向上アドバイザー会議

お客さまの声を経営に活かすため、消費者問題に詳しい有識者(消費者問題専門家、弁護士等)を社外委員とする「CS向上アドバイザー会議」(2008年3月に設置)を積極的に運営しています。

お客さま本位の推進に関する諸施策等に関しての意

見を随時いただき、お客さまの視点に立った商品やサービスの開発・情報提供の充実に活かしているほか、「お客さま本位の業務運営方針」に基づく具体的な取組みの遂行状況についても意見をいただくことで、その実効性検証に役立てています。

社外委員(敬称略)

●江口文子(弁護士)

●北出千鶴子(公益社団法人 全国消費生活相談員協会)

●小浦道子(東京消費者団体連絡センター事務局次長)

●森俊彦(一般社団法人 日本金融人材育成協会会長)

●「お客さまの声」を把握する取組み

「お客さまの声」を経営に活かすうえで、苦情やお褒め・ご満足の声をデータベース上に集約して、一元管理し、経営改善や業務改善に役立てています。

お客さまの声(お褒め・ご満足)の事例

2025年度は86,491件の感謝の声を頂戴しました。

保険商品について	特定3疾病に該当する大病を患い、給付金を請求しました。保障の見直しの際、特定3疾病に備えられる商品を勧められ、保険料は上がりましたが、この保障内容であれば今後も安心だと思い加入しました。本当に自分がこうなるとは思っていなかったの、助めてくれて助かりました。色々とおありがとうございました。
デジタルを活用した取組みについて	地元の病院で息子の手術を勧められましたが、息子は地元を離れており、向こうで信頼できる病院を探そうとしても確かな情報が得られず、困っていました。そんなときにplus Batonのサービスを利用し、沢山の情報が得られました。良いサービスを教えてもらい、ありがとうございます。 ※plus Batonは健康に関する不安やお悩みなど様々な場面で活用いただける健康サポートWebサイトです。

2025年度お客さまの声(苦情)受付状況

	苦情件数(件)	構成比 (%)
新契約関係	3,265	6.5
収納関係(保険料等)	2,504	4.9
保金関係(契約内容変更等)	13,854	27.4
保険金・給付金関係	9,255	18.3
上記以外	21,727	42.9
合計	50,605	100.0

※四捨五入の影響のため、合計が100%にならない場合があります。

お客さまアンケート

すべてのお客さまを対象に実施する総合調査と、所定の手続き後に、お手続きされたお客さまを対象にタイムリーに実施するトランザクション調査を実施しています。

① お客さまアンケート(総合調査)

年間を通じて本社から順次配信する回答依頼メールやお知らせチラシ、ホームページ等にてアンケートをご案内

② トランザクション調査：所定の手続き後

お客さまの手続き後にメールにてアンケートをご案内

2025年度お客さま満足度の状況

総合満足度	場面別満足度		
	ご加入時	ご加入後	お支払時
92.8%	96.6%	91.7%	97.7%

●いただいた「お客さまの声」をもとにした改善事例

様々な方法・ルートで把握した「お客さまの声」をもとに、商品・サービスの開発や業務の見直しを進めています。

商品・サービスの開発、業務の改善

事例	「ドルつみVitality」の発売
お客さまの声	「健康増進」と「資産形成」両方同時に取り組みたい。
内容	資産形成と健康増進に一体的に取り組むことができる仕組みを備えた生命保険として「ドルつみVitality」を発売しました(2026年1月)。 これまでの「住友生命「Vitality」」は、定期保険や医療保険など保障性の高い生命保険にVitality健康プログラムを組み合わせ、健康増進活動への取組みに応じて保険料を変動させるものでしたが、「ドルつみVitality」は、米ドル建積立保険にVitality健康プログラムを組み合わせ、保険料変動の仕組みに代えて、「つみたてPLUS」という、日々の健康増進活動によって受取額を増やせる機能が備わっています。
事例	“住友生命「Vitality」”ポイントメニューの改定
お客さまの声	・年齢・性別・ライフイベントによるやむを得ないポイント獲得の制限について対応してほしい。 ・歩数ポイント獲得基準について、より取り組みやすい基準がほしい。
内容	・“住友生命「Vitality」”にご加入のお客さまが妊娠された場合、妊娠を原因として、健康診断の結果が住友生命所定の基準に該当しなくなることや、運動量の減少により、Vitality健康プログラムにおけるポイント獲得やステータス維持が困難となるケースに対応するため、お客さま本人の申し出に基づき、保険料判定がブレースステータスであっても、一定期間保険料がアップしない取扱いを開始しました(2025年3月)。 ・2024年2月に厚生労働省の定める「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が改正され、30歳以上女性を対象に、HPV検査が新たに推奨されたことから、子宮頸がん検診の予防ポイント対象検査に「HPV検査」を追加しました(2024年4月以降受診分から対応)。 ・39歳以下のお客さまにおいて、職場の定期健診等で血液検査が省略されることがあり、「血糖」「LDLコレステロール」についてポイントを獲得できないケースがあったため、39歳以下の方は血液検査の受診が無くとも10000ptを獲得いただける基準に変更しました(2025年4月以降受診分から対応)。 ・運動に関する国内外の調査・研究結果も参考にしながら、日々の小さな行動の積み重ねを後押しし、健康増進をより身近に、より手軽に感じていただけるよう、より少ない歩数や短時間の心拍数の上昇でもポイント獲得いただける基準を新設しました(2025年9月30日以降の実施の運動より対象)。
事例	「Chakin」のレベルアップ
お客さまの声	・月額保険料をもっと増やしてほしい。 ・もっと加入の手間を減らしてほしい。
内容	・月額保険料上限を従来の15,000円から50,000円へと引き上げることで、お客さまの多様なニーズにさらにお応えすることが可能となりました。 ・お申込み時の初回保険料の入金手続きを廃止し、後日口座引きりで収納する仕組みへ見直すことで、4ステップあった加入手続きを3ステップに削減いたしました。

●適切な支払管理態勢への取組み

— 保険金等支払管理態勢について —

- 保険金・給付金のお支払いについては、「ご請求手続きの案内」「支払査定」「他にお支払いできる可能性のある保険金等の請求勧奨」の各段階において専用のシステムを活用し、正確かつ迅速なお支払いサービスに取り組んでいます。
- 保険金等の支払・支払非該当件数等について、経営政策会議等に報告しています。
- 外部の専門家のご意見を取り入れる仕組みとして「保険金等支払審議会」を設置しています。保険金などの支払査定の判断、妥当性の検証、お客さまへの説明文書の見直し等を定期的に報告し、審議いただいています。

— 2025年度 保険金等のお支払状況について —

保険金等のお支払件数

区分	保険金	給付金	合 計
お支払件数	158,718件	2,258,328件	2,417,046件

(注) 保険金には満期保険金を含み、給付金には生存給付金や団体年金の一時金を含みます。

保険金等のお支払非該当件数

事由	区分	保険金	給付金	合 計
支払事由に非該当		3,341件	21,639件	24,980件
免責事由に該当		131件	328件	459件
告知義務違反による解除		48件	110件	158件
詐欺による取消 詐欺による無効		0件	0件	0件
不法取得目的による無効		0件	0件	0件
重大事由による解除		0件	4件	4件
その他		0件	0件	0件
合計		3,520件	22,081件	25,601件

(注) 1. 一般社団法人生命保険協会にて策定した基準に則ってお支払件数、お支払非該当件数を計上しております。
2. お支払件数、お支払非該当件数は個人保険および団体保険の合計です。なお、団体保険は、当社が支払査定をしている件数となります。

— 保険金等のお支払いに関する「相談窓口」「社外弁護士による無料相談制度」について —

保険金・給付金をお支払いできなかったお客さまを対象に、専用の相談窓口を開設し、専任の担当者が直接ご相談を受け付けています。さらに、そのご説明でもご納得いただけない場合は、社外弁護士へご相談いただける制度をご用意しています。詳細はホームページをご確認ください。

2025年度「相談窓口」ご利用状況

	合計	保険金	給付金
利用件数(利用率)	80件(0.7%)	28件	52件
フリーダイヤル案内件数	11,704件	2,725件	8,979件

※対象となるお客さま: 保険金・給付金をお支払いできなかったお客さま

2025年度「社外弁護士による無料相談制度」ご利用状況

ご利用件数	4件
-------	----

2025年度の相談事例から

事由	請求内容	事案概要
支払事由に非該当	災害死亡保険金	災害の申出があり確認を実施したものの、災害死亡と認められなかった事案。

◆生命保険の知識と制度

生命保険をご理解いただくための知識・制度等をご説明します。

ご契約の責任開始期

お申し込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることに決定した場合、健康状態などの告知および第1回保険料のお払込みの両方が完了した時から、保険金支払等の保険契約上の保障を開始(責任開始)します。

ご契約申込みの撤回(クーリングオフ制度)

申込者またはご契約者は、保険契約の申込日または「注意喚起情報」の交付日^{*1}のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録^{*2}によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。ただし、当社の指定した医師の診査を受けられた場合や申込者等が法人の場合などは、お申込みの撤回等はできません。

^{*1} お申し込みの商品や募集代理店によって取扱いが異なる場合があります。

^{*2} 電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として当社ホームページに専用フォームを設置しています。

保険料のお払込み方法(経路)

保険料のお払込み方法には、口座振替扱い、勤務先などにおける団体扱い、クレジットカード扱い等の方法(経路)があります。

告知義務

ご契約者や被保険者には健康状態などについて正しく告知していただく義務があります。

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方が無条件に契約されまると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、当社がおたずねすることをありのままに正しくお知らせ(告知)ください。

故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、ご契約を解除することがあります。

※生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお伝えいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

保険金(給付金)などをお支払いできない場合

例えば、次のような場合には、保険金などをお支払いできないことがあります。

●責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合(ただし、責任開始期前の「疾病」を原因とする場合でも、正確かつ十分な告知を行っていたときや、病院の受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかったときなどはお支払いします。なお、責任開始期前の「傷害」を原因とする場合は告知の有無にかかわらずお支払いできません。)

●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合など

※詳しくは「ご契約のしおり(一定款)・約款」または「注意喚起情報」をご覧ください。

ご契約の失効

猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は

猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、保険金・給付金などのお支払いができなくなりますので、ご注意ください。

なお、お払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、あらかじめ反対のお申し出がない限り、以下の取扱いをします。

(1) 保険料の立替制度を適用できる場合

解約返戻金額が保険料相当額以上あるときは、当社が自動的に保険料の立替えをします。この場合、立替金には所定の利率で利息がかかります(複利計算)。

(2) ライブワン・Qパック等(主契約が保険ファンド)の場合

主契約の解約返戻金額が保険料相当額以上あるとき*は、保険料を主契約の積立金(保険ファンド)から自動的に振り替えて払い込みます。

*保険ファンド(01)では「保険料相当額を上回るとき」となります。

ご契約の復活

万一ご契約が失効した場合でも、失効後所定の期間内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます(保険種類によって異なります)。この場合、告知(または診査)と、延滞した保険料(およびその利息)のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。

解約返戻金

お払い込みいただいた保険料は、預貯金とは異なり、一部は保険金などのお支払いや生命保険事業の運営にあてるため、契約を途中で解約すると、解約返戻金額は、多くの場合、既払込保険料を下回ります。

解約返戻金は、保険の種類・契約時の年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特に契約して短期間で解約すると、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。また、災害・疾病関係特約等には、解約返戻金はありません(一部例外があります)。

なお、ご契約者貸付、保険料の立替え制度をご利用の場合、解約のときにその元利合計額を解約返戻金から差し引かせていただきます。

<ライブワン・Qパック等の主契約(保険ファンド)について>

ご契約後3年未満で解約される場合、積立金額に一定割合(当社所定の控除率)を乗じた金額を差し引くため、主契約の解約返戻金額は積立金額よりも少なくなり、既払込保険料を下回ることがあります。

ご契約者貸付

ご契約の解約返戻金の一定範囲内で、必要資金を貸し付けいたします。この場合、契約者貸付金には所定の利率(金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります)で利息がかかります(複利計算)。

生命保険料控除について

生命保険料控除は税法上の所得控除の1つで、払込保険料の一定額が所得税と住民税の対象となる所得から控除され、税負担が軽減されます。

※詳しくは当社ホームページをご覧ください。

ご契約締結までの各種情報提供

- 各種パンフレット
- 設計書(契約概要)
- 保障内容見直しのご提案書
- 注意喚起情報*1
- Web版「ご契約のしおり(一定款)・約款」のご案内*2
- 意向確認画面
- 申込内容控(兼解約返戻金額表)
- 生命保険の契約にあたっての手引

[illegible][illegible]

◆反社会的勢力への対応

反社会的勢力に対する基本方針

住友生命では、「住友生命グループ行動規範」、「内部統制基本方針」および「反社会的勢力対応方針」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して断固たる態度で組織的に対応し、同勢力との関係

を遮断し排除すること」を反社会的勢力対応の基本方針として定めています。また、その細目として「反社会的勢力対策規程」を制定しています。

反社会的勢力への対応

住友生命では、「反社会的勢力対応方針」において、総務部を反社会的勢力対応の全社的な統括部門と定め、具体策の策定・実行、役職員への教育・啓発等を行っています。また、総務部が反社会的勢力に関する情報を一元的に管理し、その情報を活用して、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携のうえ、

同勢力との関係遮断および排除に取り組んでいます。

反社会的勢力から不当要求など何らかの接触があった場合には、統括部門である総務部に迅速かつ適切に報告・相談が行われ、また、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行っています。

保険約款への暴力団排除条項の導入

2012年4月から生命保険約款への暴力団排除条項を導入し、反社会的勢力であることが判明した場合に契約の解除を可能にすることで、企業の社会的責任として

反社会的勢力との関係を遮断し、同勢力を排除する取り組みを強化しています。

◆個人情報保護に関する考え方

お客さまの個人情報は、業務上必要な範囲でお預かりしたお客さまの大切な財産であると認識しており、「個人情報の保護に関する法律」等を遵守して、適正に取り扱っています。

個人情報保護に関する基本方針

「住友生命グループ行動規範」においてお客さま情報を厳正に管理することをすべての役職員の行動指針とし、その上で、個人情報の管理体制や適切な取扱いについて「顧客情報等管理方針」「セキュリティポリシー」

等に明確に定めています。

個人情報保護に関する方針や取り組みは、「個人情報保護に関する基本方針」としてまとめ、ホームページ等で公表しています。

個人情報のセキュリティの徹底

コンプライアンス統括部を顧客情報等管理部門と定め、社内規定において役職員の守秘義務を明確にしたうえで、定期的に教育する等により周知・徹底しています。

また、個人情報にアクセスできる者を業務上必要最小限の範囲に限定し、個人情報の漏えい等を防止するため

に各種のセキュリティ対策を講じています。

さらに、外部からの不正アクセス等を防止するための各種の安全管理措置も講じています。

このように、個人情報を安全に管理するため、必要かつ適正なセキュリティ対策を講じています。

個人情報保護に関する基本方針

当社は、個人情報の保護が個人の生命・身体・財産の安全に関わる重要な問題であることを深く認識し、個人の権利・利益の保護およびお客さまの信頼を第一に考え、「個人情報の保護に関する法律（以下、『個人情報保護法』）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下『番号法』）」、その他の法令・ガイドラインや一般社団法人生命保険協会の指針を遵守して、機密性・正確性を保持する等、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

1. 個人情報の利用目的

- a. 当社は、個人情報を以下の目的を達成するために必要な範囲にのみ利用させていただき、それ以外の目的には利用いたしません。
 - ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供（※）、ご契約の維持管理
 - ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ・その他保険に関連・付随する業務（※）
- （※）お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析し

て、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。

ただし、マイナンバー（個人番号）につきましては、以下の目的の範囲内で利用させていただきます。

- ・保険取引に関する支払調書作成事務
- ・報酬、料金等の支払調書作成事務
- ・不動産の使用料等の支払調書作成事務
- ・その他、当社が法令に基づいて行う個人番号関係事務等

- b. 利用目的が法令により限定されている場合について
個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報については、保険業法施行規則に基づき、返済能力の調査に利用目的が限定されています。

また、保健医療等の「機微（センシティブ）情報」については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

2. 個人情報の収集方法

当社は、上記の利用目的を達成するために必要な範囲で、お客さまの住所・氏名・生年月日・性別・職業・健康状態等の個人情報を、申込書・請求書・アンケート・お客さまからのWeb等の画面へのデータ入力等の適正な手段で収集させていただきます。

3. 個人データの提供

当社は、個人データを機密情報として厳正に管理し、次の場合を除き、直接・間接を問わず、第三者に提供いたしません。

- a. あらかじめ本人の同意を得た場合
- b. 個人情報保護法、番号法、その他の法令に基づく場合
- c. 個人情報保護法に従ってお客さまの個人情報の共同利用を行う場合

・生命保険協会等との個人データの共同利用のお取扱いについて

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実に行なわれるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「医療保障保険契約内容登録制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

当社は、業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発達に資するよう、「募集人登録情報照会制度」、「合格情報照会制度」、「廃業等募集人情報登録制度及び代理店廃止等情報制度」、「変額保険販売資格者登録制度」、「外貨建保険販売資格者登録制度」に基づき、募集人等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

・当社子会社との共同利用について

当社は、メディケア生命保険株式会社、その他事業報告書等に記載されている当社の子会社との間で、個人データを共同利用します。

- d. 適切な安全管理に基づいて、上記の利用目的を達成するために必要な範囲で、生命保険に関わる確認業務、情報システムの保守、運送、印刷等の各種業務において、個人情報の取扱いの一部または全部を外部委託する場合があります。外部委託を行う場合、外部委託先における個人情報の安全管理について適切に監督します。

- e. その他個人情報保護法に基づきお客さまの個人情報を提供することが認められている場合
お客さまの個人番号については、番号法で認められた場合を除き、第三者に提供いたしません。

4. 個人データの安全管理措置

- a. 当社は、漏えい・滅失・毀損・不正アクセスの防止その他の個人データ（当社が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含みます。以下、本安全管理措置の項目における「個人データ」には、当該個人情報も含みます。）の安全管理のために、適正な情報セキュリティを確立し、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
- b. 当社は、個人データの安全管理に関し、取得・利用・保管・送付・廃棄等、管理段階ごとに社内規定を整備のうえ、定期的に教育する等により、従業員に周知徹底いたします。
- c. 当社は、個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、法令に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備いたします。

- d. 当社は、個人データの取扱いを委託する場合には、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を契約により明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。

- e. 当社は、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、適切な提供先を選定するとともに、提供先の義務と責任を契約により明確にする等、提供先において個人情報が安全に管理されるために必要な措置を講じてまいります。また、提供先の所在国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で適切に安全管理措置を実施いたします。

- f. 個人データの安全管理措置は、定期的に見直し、改善してまいります。

5. 個人情報の取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望の窓口

当社は、個人情報の取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望に適切かつ迅速に対応いたします。下記の〈お問い合わせ先〉までお申し出ください。

6. 個人情報保護法に基づく保有個人データの開示等に関するご請求

個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示（第三者提供記録の開示を含みます。）、訂正、利用停止または削除等に関するご請求については、下記の〈お問い合わせ先〉までお申し出ください。なお、利用目的の通知、開示請求については別途ご案内する所定の手数料をいただきます。

〈お問い合わせ先〉

スミセイコールセンター

電話番号 0120-307506

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00

土曜日 9:00～17:00

（日・祝日・年末年始、臨時休業日を除く）

金融機関等代理店・保険ショップを通じてご加入のお客さまは、下記の番号をご利用ください。

電話番号 0120-506154

郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命を通じてご加入のお客さまは、下記の番号をご利用ください。

電話番号 0120-506873

外貨建商品（※）にご加入のお客さまは、下記の番号をご利用ください。

（※）選択通貨建商品の円建契約や、目標額到達による円建変更後契約も含みます。

電話番号 0120-506081

7. 当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

〈認定個人情報保護団体のお問い合わせ先〉

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp>

本方針は個人情報保護法、その他関係法令、ガイドライン等に基づき当社ホームページで継続して公表しております。

本方針は今後の安全管理上の技術向上などを反映し適宜変更する場合があります。変更内容はホームページ上で公表いたします。

※「関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供」、「お客さま別の利用目的の例示」、「従業員等の個人情報の利用目的」、「当社が外国にある第三者に個人データを提供する場合の提供先の国名等の情報」、「再保険を行う場合の個人データのお取扱い」ならびに「当社の企業保険商品にご加入のお客さまへのご案内」等、本方針の詳細は当社ホームページをご覧ください。

◆生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- ・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^{※1}に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^{※2}を除き、責任準備金等^{※3}の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。^{※4}）。
- ・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます（2026年3月末現在の基準利率は、3%となっております）。

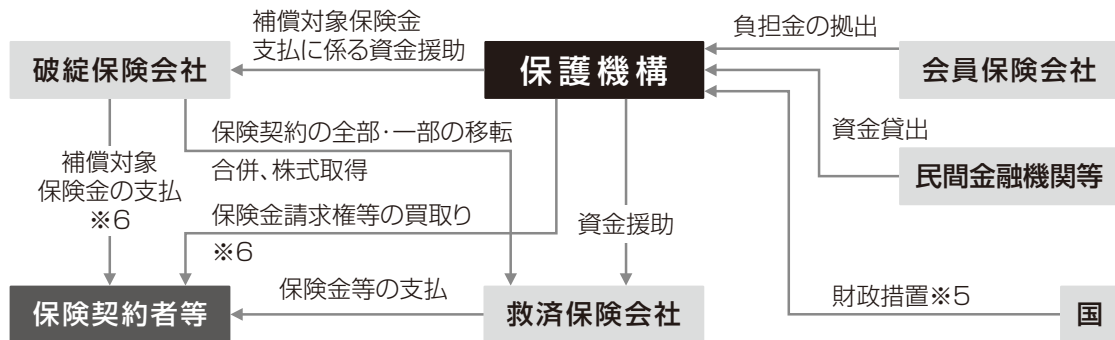
（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立した保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

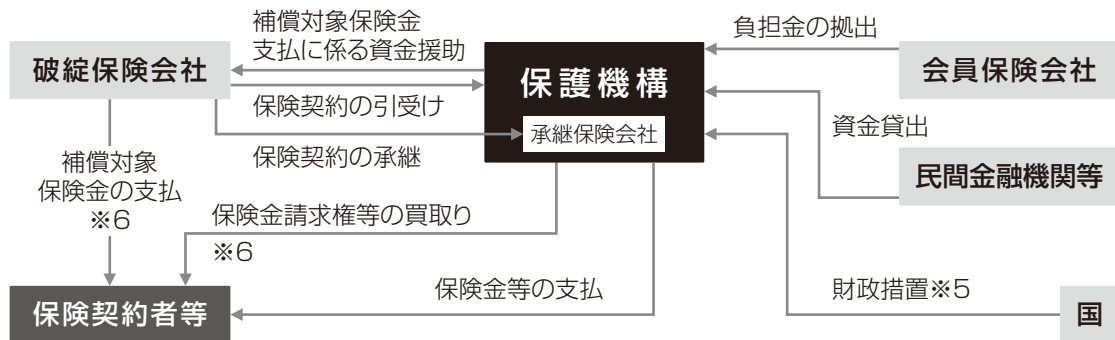
※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】

●救済保険会社が現れた場合



●救済保険会社が現れない場合



※5 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。なお、当該「財政措置」に関する2027年4月以降の内容や取扱いについては、保護機構のホームページにてご確認ください。

※6 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、前ページの※2に記載の率となります。）

補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問合わせ先

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

◆生命保険業務に関する指定紛争解決（ADR）機関について

「一般社団法人生命保険協会」は、保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決（ADR注）機関です。当社は、一般社団法人生命保険協会との間で紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しております。

①一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

②ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細については、右記の一般社団法人生命保険協会ホームページをご覧ください。

【指定紛争解決機関のご連絡先】

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所

電話 03-3286-2648

所在地 〒100-0005

東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間 午前9時～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

注：ADR（裁判外紛争解決手続）とは、身の回りで起こるトラブルを裁判ではなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続きです。

※当社の取り扱った損害保険につきましては、「一般社団法人日本損害保険協会」（そんぽADRセンター）を利用し、苦情および紛争の解決を図ることができます。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

〔ホームページアドレス〕 <https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

※当社の取り扱った投資信託につきましては、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」（FINMAC）を利用し、苦情および紛争の解決を図ることができます。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

〔ホームページアドレス〕 <https://www.finmac.or.jp/>